



令和5年4月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

課税処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年1月18日

判 決

5

[Redacted]

原 告

[Redacted]

(以下「原告元代表者」という。)

[Redacted]

原 告

[Redacted]

10

(以下「原告会社」という。)

同代表者代表取締役

[Redacted]

上記両名訴訟代理人弁護士

別紙1 代理人目録記載1のとおり

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

国

15

同代表者法務大臣

齋 藤 健

処 分 行 政 庁

芝 税 務 署 長

中 村 辰 博

処 分 行 政 庁

京 橋 税 務 署 長

佐 野 崇 之

20

同 指 定 代 理 人

別紙1 代理人目録記載2のとおり

主 文

1 芝税務署長が平成29年11月16日付けで原告元代表者に対してした平成27年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

25

2 京橋税務署長が平成29年11月17日付けで原告会社に対してした平成27年1月分から同年12月分までの源泉徴収に係る所得税及び復

興特別所得税の納税告知処分（ただし、別紙2の表の②欄の金額を超える部分）並びに不納付加算税の賦課決定処分（ただし、同表の④欄の金額を超える部分）をいずれも取り消す。

3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 原告元代表者の請求

芝税務署長（以下「本件税務署長A」という。）が平成29年11月16日付けで原告元代表者に対してした次の処分をいずれも取り消す（なお、納付すべき税額のマイナスは、還付金の額に相当する税額のことを意味する。また、本判決では、税額につき、納付すべき税額が増加する方向及び還付金の額に相当する税額が減少する方向をプラス、納付すべき税額が減少する方向及び還付金の額に相当する税額が増加する方向をマイナスとみて、ある金額よりもプラス方向の部分を「超える部分」、ある金額よりもマイナス方向の部分を「超えない部分」と表現する。以下同じ。）。

(1) 原告元代表者の平成25年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の更正処分（ただし、総所得金額0円を超える部分及び納付すべき金額マイナス459万4500円を超える部分）並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下、前者の更正処分を「原告元代表者更正処分（平成25年分）」といい、後者の賦課決定処分を「原告元代表者賦課決定処分（平成25年分）」という。）

(2) 原告元代表者の平成26年分及び平成27年分の所得税等の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分（以下、前者の決定処分のうち、平成26年分に係るものを「原告元代表者決定処分（平成26年分）」といい、平成27

年分に係るものを「原告元代表者決定処分（平成27年分）」という。また、後者の賦課決定処分のうち、平成26年分に係るものを「原告元代表者賦課決定処分（平成26年分）」といい、平成27年分に係るものを「原告元代表者賦課決定処分（平成27年分）」という。）

5 2 原告会社の請求

京橋税務署長（以下「本件税務署長B」という。）が平成29年11月17日付けで原告会社に対してした次の処分をいずれも取り消す。

10 (1) 原告会社の平成25年6月分から平成27年12月分までの源泉徴収に係る所得税等（以下「源泉所得税等」という。）の納税告知処分（ただし、別紙2の表の②欄の金額を超える部分）及び不納付加算税の賦課決定処分（ただし、同表の④欄の金額を超える部分。以下、前者の納税告知処分を「原告会社納税告知処分」といい、後者の賦課決定処分を「原告会社賦課決定処分」という。）

15 (2) [redacted]（以下「本件被合併法人」という。）の平成25年6月分の源泉所得税等の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分（以下、前者の納税告知処分を「本件被合併法人納税告知処分」といい、後者の賦課決定処分を「本件被合併法人賦課決定処分」という。）

第2 事案の概要

20 原告元代表者は、原告会社及びその被合併法人である本件被合併法人の代表取締役を務めていたものであるが、平成25年5月24日に、住民登録につき、同月30日（以下「本件転出日」という。）をもって東京都 [redacted] [redacted]（以下「本件転出前住所登録地」という。）からシンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）へ転出する旨の届出（以下「本件届出」という。）をした。

25 その後、本件税務署長Aは、原告元代表者が平成25年（ただし、本件転出日後に限る。以下、特記しない限り、争点について同じ。）から平成27年ま

で（以下「本件各年」という。）において所得税法2条1項3号所定の「居住者」（以下、単に「居住者」という。）に該当することを前提として、原告元代表者に対し、原告元代表者更正処分（平成25年分）、原告元代表者決定処分（平成26年分）及び原告元代表者決定処分（平成27年分）（以下、併せて「原告元代表者更正処分等」という。）並びに原告元代表者賦課決定処分（平成25年分）、原告元代表者賦課決定処分（平成26年分）及び原告元代表者賦課決定処分（平成27年分）（以下、併せて「原告元代表者賦課決定処分」という。）をし、また、本件税務署長Bも、原告元代表者が平成25年6月から平成27年12月まで（以下「本件各月」という。）においてこれに該当することを前提として、原告会社に対し、原告会社納税告知処分及び本件被合併法人納税告知処分（以下、併せて「原告会社納税告知処分等」という。）並びに原告会社賦課決定処分及び本件被合併法人賦課決定処分（以下、併せて「原告会社賦課決定処分等」という。）をした。

本件は、原告らが、原告元代表者は本件各月を含む本件各年において「居住者」に該当するとはいえないから、これに該当することを前提としてされた原告元代表者更正処分等及び原告元代表者賦課決定処分並びに原告会社納税告知処分等及び原告会社賦課決定処分等（以下、併せて「本件処分」という。）については、いずれも違法なものと認められる旨などを主張して、前記第1の1及び2のとおり取消しを求めた事案である。

1 主な関係法令等の規定

主な関係法令等の規定は、別紙3のとおりである（なお、本件の争点と関係しない部分については適宜省略している。また、別紙3において定義した略語については、以下においても用いることとする。）。

2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いのない事実又は当裁判所に顕著な事実のほか、掲記の証拠（なお、以下、書証番号は、特記しない限り、枝番の記載を省略す

る。)又は弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

(1) 当事者等

ア(ア) 原告元代表者は、日本の国籍を有する男性であり、[]に、最初の妻（以下「本件前々妻」という。）との間に子（以下「本件長女」という。）をもうけたが、その後、本件前々妻とは離婚することになった。（甲51、乙18）

なお、本件長女は、本件各年において、[]内又は東京都[]内に居住し、給与等を得ていた。（乙52～54）

イ(イ) その後、原告元代表者は、平成13年1月に、[]（以下「本件前妻」という。）と婚姻したが、平成30年2月に、本件前妻とは離婚することになった。（甲51、乙18）

なお、本件前妻は、本件各年において、主として東京都[] []所在の[]（以下「三田物件B」という。）の[]号室に居住していた。また、本件前妻は、本件各年において、原告会社の取締役を務め、その給与等として2160万円の支払を受けていたほか、それ以外の給与等も得ていた。（乙22、47～51）

イ(ア) 原告会社は、ダイレクトメール発送代行（以下、これに係る事業を「DM事業」という。）、ゴルフクラブの企画・開発・製造販売、飲食店（レストラン等）の経営等を目的とする株式会社である。（乙22）

イ(イ) 原告元代表者は、原告会社の発行済株式の全部を保有する株主であり、本件各年において、その代表取締役を務めていたが、[]に、これを退任した。（乙19～22）

ウ(ウ) []（以下「本件税理士」という。）は、原告会社の税務顧問をしていた税理士であり、[]からは、その取締役を務め、さらに、[]からは、その代表取締役を務めている。（甲71、乙22）

(エ) [] (以下「本件元従業員」という。)は、本件各年において、原告会社の従業員であったものであり、[]からは、その取締役を務めていたが、[]に、これを退任した。(甲70、乙22)

5 (オ) 原告会社には、本件各年において、従業員がアルバイト等を含めて100人以上おり、また、その前後の事業年度における売上金額等は、別紙4の1の表のとおりであった。(甲66、67、70、乙6、84)

10 (カ) なお、[]の職員に対する接待等に関連して立件された刑事事件において、DM事業を担当していた本件元従業員を含む原告会社の従業員等が複数名逮捕され、平成31年頃に、それぞれ有罪判決を受けたということがあったところ、原告元代表者自身は、その事情聴取等を受けることはなかった。(甲70、72、原告元代表者本人)

15 (ク) 本件被合併法人は、ゴルフクラブの企画・開発・製造販売等を目的とする株式会社であったが、[]に、その発行済株式の全部を保有していた原告会社との合併により解散した。(乙55、56)

(キ) 原告元代表者は、本件被合併法人の代表取締役を務めていたが、[]に、これを退任した。(乙55)

20 エ [] (以下「[]社」という。)は、[]に設立された株式会社であり、原告会社が、その発行済株式の全部を保有していた。(乙39、40)

オ [] (以下「[]社」という。)は、[]に設立された株式会社であったが、[]に、その発行済株式の全部を保有していた原告会社との合併により解散した。(乙67、68)

25 カ [] (以下「[]社」という。)は、[]に設立された株式会社であり、原告会社が、その発行済株

式の全部を保有していた。(乙69、70)

キ [] (以下「[]社」という。)は、[]
[]に設立された株式会社であり、原告会社が、その発行済株式の全部を保有していた。(乙71～74)

5 ク [] ([]付けでされた商号変更等の前は「[]」。以下、その前後を通じて「[]社」という。)は、原告会社のDM事業に係る業務委託を受けていた株式会社である。(乙76～78)

ケ(ア) [] (以下「[]社」という。)は、原告元代表者がその発行済株式の全部を保有する特例有限会社である。(乙41～43)

10 (イ) 原告元代表者は、[]社を事業所として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を有していたが、平成25年5月30日に、これを退職して、その翌日である同月31日をもってその資格を喪失しており、
15 その後、現在に至るまで、その資格を回復していない。(乙24、35)

コ(ア) 「[]」 ([]
[]付けでされた名称変更の後は「[]」。
[]」。以下、その前後を通じて「[]社」という。)は、[]
[]にシンガポールで設立された会社である。(乙26)

20 (イ) 原告元代表者は、[]に、[]社の取締役就任し、同年8月12日付けで、シンガポール政府から、[]社を雇用者とする就労許可及び滞在許可を受けた。(乙26、27)

(ウ) []社には、その設立以来、従業員がおらず、また、その設立後の事業年度における売上金額等は、別紙4の2の表の「[]社」欄のとおりであった。(乙14、57)

25 サ(ア) 「[]」 (以下「[]社」といい、[]社と

併せて「本件シンガポール各社」という。)は、[]に
シンガポールで設立された会社である。(乙28)

5 (イ) 原告元代表者は、[]付けで、[]社の取締役役に就任し
た上、シンガポール政府から、[]社を雇用者とする就労許可及び滞在許
可を受けた。(乙28、29)

(ウ) []社には、平成26年4月頃まで、従業員が1名又は2名おり、また、
その設立後の事業年度における売上金額等は、別紙4の2の表の「[]社」
欄のとおりであった。(乙14、57)

10 (エ) []社は、ワイン事業を行っていたところ、ワインの仕入本数等及び販
売本数等は、別紙5の表のとおりであった。(甲45～48、68、6
9、72、乙58)

(2) 原告元代表者の渡航等

15 ア 原告元代表者は、平成25年5月24日に、住民登録につき、同月30
日(本件転出日)をもって本件転出前住所登録地からシンガポールへ転出
する旨の本件届出をしており、その後、現在に至るまで、国内において住
民登録をしていない。(甲52、乙23)

イ 原告元代表者は、本件転出日に、シンガポールへ渡航したところ、その
後、本件各年における国別滞在状況等は、別紙6の表のとおりであった。
(乙25)

20 (3) 原告元代表者の収入状況等

ア 原告元代表者は、本件各年において、原告会社、本件被合併法人、[]
社及び[]社(以下、併せて「本件日本各社」という。)並びに本件シン
ガポール各社から、別紙7の表のと通りの役員報酬等を得ていた(なお、
このうち、本件日本各社に係る内訳は、別紙8の表のとおりであった。)
25 (乙34～38)

イ 原告元代表者は、国内及びシンガポールにおける飲食代金等の支払の際

に、原告会社名義のクレジットカード（以下「本件カード」という。）を使用していたところ、本件各年におけるその支払金額等は、別紙9の表のとおりであった。（乙44）

5
ウ 原告元代表者は、本件各年において、本件被合併法人又は■■■■社が企画するゴルフバラエティ番組である「■■■■」（以下、単に「ゴルフ番組」という。）に、自らその司会（MC）として出演するなどしていたところ、本件各年におけるその収録日は、別紙6の表のとおりであった。（甲72、乙45、原告元代表者本人）

10
エ 原告元代表者の主な資産等は、別紙10の表のとおりであった。（乙2、8～15）

(4) 原告元代表者が使用していたとする主な物件等

15
ア 原告元代表者が国内で使用していたとする主な物件等は、別紙11の表の「物件」欄のとおりであった（なお、同欄において定義した略語については、以下においても用いることとする。）。（甲21、23、24、26、27、72、73、乙46）

なお、このうちの三田物件B■■■■号室に係る定期建物賃貸借契約と前記(1)アイ)の三田物件B■■■■号室に係る定期建物賃貸借契約の内容は、別紙12の表のとおりであり、それぞれの契約を不可分一体とする旨の特約も付されていた。（乙46、51）

20
イ 原告元代表者がシンガポールで使用していたとする主な物件等は、別紙13の表の各欄のとおりであった（なお、同欄において定義した略語については、以下においても用いることとする。また、「オーチャード物件」及び「コーヴウェイ物件」を併せて「シンガポール物件」という。）。（乙1、2）

25
なお、原告元代表者は、本件各年において、シンガポールの所得税に係る納税者としてその申告書を提出していたところ、これに係る課税通知書

のうち、平成25年分に係るものには、原告元代表者の住所地としてオーチャード物件の所在地が記載され、平成26年分及び平成27年分に係るものには、原告元代表者の住所地としてコーヴウェイ物件の所在地が記載されていた。(甲72、乙4、30～32、83)

5 (5) 本件訴えの提起に至る経緯等

ア(ア) 原告元代表者は、平成25年分の所得税等について、平成25年6月27日に、別紙14の1の表の「確定申告①」欄のと通りの確定申告書(以下「平成25年提出確定申告書」という。)を提出し、さらに、平成26年3月17日に、同表の「確定申告②」欄のと通りの確定申告書
10 (以下「平成26年提出確定申告書」という。)を提出した。(甲1、6、乙16、17)

なお、原告元代表者は、平成26年分及び平成27年分の所得税等については、確定申告書を提出していなかった。(甲2、3、6)

イ(イ) 原告会社は、原告元代表者に対して本件各月分の給与等を支払う際に、原告元代表者が「非居住者」に該当することを前提として計算した源泉徴収税額を徴収した上で、法定納期限までにこれを納付した(以下「原告会社源泉徴収納付済額」という。)(甲4、7)
15

イ(ロ) 本件被合併法人は、原告元代表者に対して平成25年6月分の給与等を支払う際に、原告元代表者が「非居住者」に該当することを前提として計算した源泉徴収税額を徴収した上で、法定納期限までにこれを納付した(以下「本件被合併法人源泉徴収納付済額」という。)(甲5、7)
20

イ(ハ) 本件税務署長Aは、担当職員による税務調査(以下「本件調査」という。)に基づき、原告元代表者が本件各年において「居住者」に該当することを前提として、平成29年11月16日付けで、別紙14の表の「更正処分等」欄又は「決定処分等」欄のと通りの原告元代表者更正処
25

分等及び原告元代表者賦課決定処分をした。(甲1~3、6)

イ) 本件税務署長Bは、本件調査に基づき、原告元代表者が本件各月において「居住者」に該当することを前提として、平成29年11月17日付けで、別紙15及び16の表の「納税告知処分等」欄のとおり原告会社納税告知処分等及び原告会社賦課決定処分等をした。(甲7、乙59、60)

ウ) 原告らは、平成30年2月14日に、それぞれ別紙14から16までの表の「審査請求」欄のとおり審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成31年2月5日付けで、いずれも棄却する旨の裁決をした。(甲6、7、乙61~63)

エ) 原告らは、令和元年8月5日に、それぞれ本件訴えを提起した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件処分の適法性に関する被告の主張は、別紙17から19までのとおりであり(なお、別紙17から19までにおいて定義した略語については、以下においても用いることとする。)、このうち、原告元代表者が本件各月を含む本件各年において「居住者」に該当するか否かが本件の争点になっている。この争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 被告の主張

ア 「居住者」とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人」をいうところ、ここにいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の「住所」であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解される。そして、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かは、①その者の所在(滞在日数及び住居)、②職業、③生計を一にする配偶者その他の親族の居所、④資産の所在等を総合的に考慮して判断することにな

るが、これらのうち最も重視すべき要素は、上記①の要素であり、その中でも、⑦滞在日数に格差がある場合には、これを重視すべきものと考えられる。また、④この滞在日数に格差がない場合には、住居に関する事情を重視することになるが、⑦それだけでは、生活の本拠たる実体がどこにあるかをうかがい知ることができないときには、その他の要素（上記②から④までの要素）の中でその者の生活の本拠たる実体を最もよく表していると認められるものを踏まえて判断するのが相当といえる。

なお、ある者の生活と所在とは、密接に関連するものであり、その所在がない場所に全生活の中心があるという事態は、通常想定し難いから、生活の本拠たる実体を判断する上で、上記①の要素（その者の所在）を重視すべきことは明らかである。

イ 本件についてみると、次に述べるところによれば、本件各月を含む本件各年における原告元代表者の生活の本拠たる実体は国内にあり、具体的には、三田物件B ■■■■■ 号室にその生活の本拠たる実体があったと認められる。

(ア) a まず、滞在日数についてみると、原告元代表者の本件各年における滞在日数は、別紙6の表のとおりであり、国内とシンガポールの滞在日数を比較すると、平成25年及び平成26年においては、国内の滞在日数の方が大きく上回っているし、平成27年においても、1.09倍程度と若干ではあるものの、国内の滞在日数の方が上回っていることが認められる。このような事情によれば、原告元代表者の生活の本拠たる実体は国内にあったことが強く推認されるものといえる。

b これに対し、原告らは、国内に滞在中、複数の場所を転々としており、三田物件B ■■■■■ 号室における滞在日数については、多くても国内での滞在日数の3分の1程度にとどまる旨などを主張しているが、所得税法が、国内に「住所」を有する者か否かにより「居住者」と

「非居住者」とを区分していることからすれば、その認定に際しては、「住所」が国内にあるのか、それとも国外にあるのかという観点で判断すべきであるし、その要素である滞在日数についても、個々の場所ごとの滞在日数（本件でいうと、同室やシンガポール物件での滞在日数）ではなく、国ごとの滞在日数をもって比較するのが、同法の趣旨に沿うものと考えられる。また、仮に個々の場所ごとの滞在日数を比較する必要があるとすると、課税庁としては、「居住者」に該当するか否かを判断するために、その者の滞在していた場所を1日ごとに認定しなければならず、極めて困難な認定を強いることになるから、この点でも、原告らの主張は理由がないといえる。

c さらに、原告らは、比較の対象となっていない第三国での滞在であったとしても、実質的にみて、一定の場所が拠点となっているといえるのであれば、当該第三国での滞在日数を当該拠点となる場所での滞在日数に加味して判断するのが相当と考えられる旨なども主張しているが、本件各年におけるシンガポールから第三国への渡航は僅か数回にとどまるし、国内から第三国への渡航もあったというのであるから、原告元代表者がシンガポールを拠点として第三国へ渡航していたと評価することは困難というべきである。加えて、■社のワイン事業は、原告会社のワイン事業の一環として行われたものにとどまり、独立した事業の実体がなかったことからすると、そのワイン事業に関連して渡航した第三国での滞在日数をシンガポールでの滞在日数に加味して判断するのは相当でないといえる。

(イ)a 次に、住居に関する事情についてみると、原告元代表者は、別紙12の表のとおり、三田物件B ■■■■■号室に係る定期建物賃貸借契約の契約書上、その入居者とされているし、本件調査時に作成された調査報告書（乙3等）によれば、「日本国内における居所」について質

問された際に、同室で寝泊まりしていた旨などの供述をしていたことも認められる。また、原告元代表者は、毎月ゴルフ番組の収録等に参加していたところ、同室には、その際に使用する衣装等が保管されていたことも認められる。このような事情によれば、同室は、本件各年における原告元代表者の活動に必要不可欠な場所であり、国内での生活の拠点となる場所であったといえる。

b これに対し、原告らは、三田物件B ■■■■■ 号室については、その大部分をゴルフ道具や衣装等を保管する倉庫として使用しており、住居といえるだけの実体がなかったし、同室での飲食状況等も、コンビニエンスストアで購入した飲食物をその都度持ち込むなど、ホテルでの短期滞在と何ら異なるものではなかった旨などを主張しているが、同室は、生活するための設備が十分に備えられている高級賃貸物件であり、原告らから提出された証拠（甲13）や原告元代表者の本件の当事者尋問における供述をみても、実際に、ベッド、トイレ、風呂等の生活に必要な設備等が備えられ、生活に必要な衣服等も保管されていたことが認められる。また、同室における飲食状況等については、原告元代表者の生活習慣をいうにとどまり、それによって、国内での生活の拠点となる場所か否かの判断が左右されるとは考え難いから、原告らの主張は理由がないといえる。

c さらに、原告らは、国内に滞在中、複数の場所を転々としており、三田物件B ■■■■■ 号室が国内での生活の拠点となっていたわけではない旨なども主張しているが、本件全証拠を精査しても、本件各年における同室での滞在日数等を認定することは困難であるし、原告らの主張するように、複数の場所を転々としていたことを裏付けるに足りる的確な証拠もないといえる。また、この点をおくとしても、契約書上の入居者を原告元代表者とするのが同室だけであること、本件前妻

が居住する三田物件B ■■■■■ 号室に係る定期建物賃貸借契約と不可分一体とする旨の特約も付されていたことなどの事情を考慮すれば、三田物件B ■■■■■ 号室は、他の場所とは明らかに性質が異なるというべきである。そして、同室が、本件各年における原告元代表者の活動に必要不可欠な場所であり、国内での生活の拠点となる場所であったことは、以上で述べたとおりであるから、原告らの主張は理由がないといえる。なお、仮に原告元代表者が複数の物件を転々とする生活を送っていたとしても、そのことは、本件転出日前（すなわち、原告元代表者が「居住者」に該当することに争いが無い時期）からの生活習慣にとどまるし、かえって、原告元代表者が国内で複数の女性と交際していたことは、その生活の本拠たる実体が国内にあったことを裏付けているものと考えられる。

(ウ) a 職業についてみると、原告元代表者は、原告会社の発行済株式の全部を保有する株主で、本件各年において、その代表取締役を務めていたものであるし、その業務として、飲食、国外への渡航、ゴルフ番組の収録等をしていたほか、原告会社や関連法人に係る組織再編、人事や取引額の決定等につき、最終的な意思決定をするなどの重要な業務を担い、別紙7の表のとおり、本件日本各社から多額に上る役員報酬等の支払を受けていたことも認められる。他方で、原告元代表者は、本件シンガポール各社の取締役を務めていたことも認められるが、本件各年において、実際にシンガポールでされていた事業は、■■■社のワイン事業だけであつたし、そのワイン事業についても、原告会社のワイン事業の一環として行われたものにとどまり、独立した事業の実体はなかったと考えられる。そして、本件日本各社と本件シンガポール各社の事業の規模、原告元代表者による交際費の使用状況、原告元代表者が支払を受ける役員報酬等の金額等を比較してみても、国内の方

が密接な関連を有していたといえる。

b これに対し、原告らは、原告会社の事業については、業務がルーティーン化されていたため、原告元代表者が国内に滞在する必要性はほとんどなく、国内での業務と評価し得るものは、暑気払いや忘年会への参加、ゴルフ番組の収録等に限られていたし、本件カードを使用して支払った飲食代金等を原告会社の交際費として計上した点も、原告元代表者の個人的な支出であって、その業務とは関連しない旨なども主張している。しかしながら、原告元代表者がその業務として飲食、国外への渡航、ゴルフ番組の収録等をしてきたほか、原告会社や関連法人に係る組織再編、人事や取引額の決定等につき、最終的な意思決定をするなどの重要な業務を担っていたことは、以上で述べたとおりであるし、本件日本各社から多額に上る役員報酬等の支払を受けていたことからすれば、その原告元代表者がその業務をほとんどしていなかったとは考え難いといえる。また、原告元代表者がその業務としてゴルフ関係者等との飲食等をし、その支出を原告会社の交際費として計上している以上、当該飲食等をした日においてその業務をしていたというべきであるし、本件カードを使用した支払金額については、その全額が原告会社の交際費として計上されていたわけではなく、本件調査後も、原告会社においてこの計上を修正する手続がされなかったことなどに鑑みると、原告らも、その計上した支払金額が原告会社の業務に関連するものと認識していたと考えられる。そのため、その他に主張する点を踏まえても、原告らの主張は理由がないといえる。

c さらに、原告らは、原告元代表者が、本件各年において、■社のワイン事業に従事しており、シンガポールに滞在しなければ、その業務をすることはできなかった旨なども主張しているが、■社におけるワインの販売本数等は、別紙5の表のとおりであり、平成25年におい

ては、販売自体がなく、平成26年においては、僅か219本の販売にとどまることが認められるし、平成27年においては、販売本数等が増加したものの、その大半が同じくワイン事業を行う原告会社向けの販売であったことが認められる。そして、■社のオリジナルワインの商品名が日本名であること、ワイン事業に関連したものとされる第三国への渡航に、原告会社の従業員が同行していたこと、その渡航費用等が原告会社の旅費交通費として計上されていることなども考慮すれば、■社のワイン事業は、原告会社のワイン事業の一環として行われたものにとどまり、独立した事業の実体はなかったというべきである。

(エ) 生計を一にする配偶者その他の親族の居所についてみると、シンガポールには、原告元代表者の親族等はいない一方で、国内には、生計を一にはしていないものの、その親族等である本件前妻及び本件長女がいることが認められる。そして、このうち、本件前妻については、原告会社の取締役を務め、多額の役員報酬等の支払を受けており、原告元代表者と共に契約書上の入居者とする三田物件B ■■■■■号室に居住していたことなどが認められる。また、本件長女についても、■■■■■内又は東京都■■■■■内に居住しているし、原告元代表者は、本件長女の母である本件前々妻に対し、本件各年においても、慰謝料を支払っていたことなどが認められる。そのため、親族等の観点からみても、原告元代表者は、国内とのつながりの方が強かったというべきである。

(オ) a 資産の所在についてみると、原告元代表者の主な資産等は、別紙10の表のとおりであり、その生活の本拠たる実体を判断する上で有意な差があるとは認められない。

b これに対し、原告らは、シンガポールには、原告元代表者名義の自動車がある一方で、国内には、1台も原告元代表者名義の自動車がない

い旨などを主張しているが、本件各年において、原告元代表者の使用可能な原告会社名義の自動車複数あり、運転手もいたことからすれば、原告元代表者は、国内で自己名義の自動車を保有する必要がなかったにとどまるものと考えられるし、その主張する点をもって、原告元代表者の生活の本拠たる実体を判断する上で有意な差があるということとはできない。

e また、原告らは、預金の金額等に鑑みると、シンガポールに原告元代表者の生活の本拠たる実体があったといえる旨なども主張しているが、原告元代表者は、国内においても、多額の預金を有し、本件前々妻への慰謝料の支払等を含め、これを頻繁に使用していたことが認められるし、シンガポールの預金についても、国内に支店があるものであって、これを国内で使用することも可能であったと考えられる。また、シンガポールの預金は、そのほとんどが本件日本各社からの役員報酬等によって形成されたものであるから、その主張する点をもって、シンガポールに原告元代表者の生活の本拠たる実体があったということとはできない。

(カ) a その他にも、本件では、原告元代表者が、シンガポールへ転出する旨の本件届出をしていることが認められるが、所得税法上、「住所」の認定については、飽くまでも、客観的な事情に基づいて総合的に判断すべきものであり、主観的な居住の意思は、補充的な要素となるものにとどまることなどに鑑みると、本件届出をもって、直ちにその生活の本拠たる実体がシンガポールにあったことを基礎付けることはできないといえる。

b また、本件では、原告元代表者が、■■■■社を事業所とする健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したことが認められるが、これは、■■■■社からの退職に伴ってされたものにとどまるし、本件転

出日後も、原告元代表者は、定期的に国内の病院等に通っていたとい
うのであるから、むしろ、その生活の本拠たる実体は国内にあったこ
とが基礎付けられているといえる。

5 (キ) 以上で述べたように、原告元代表者は、国内とシンガポールとにそれ
ぞれ住居を有していたものの、最も重視すべき滞在日数については、い
ずれも国内の滞在日数の方が上回っており、特に平成25年及び平成2
6年は、その格差が顕著であったし、職業や親族等の観点でも、国内と
10 のつながりの方が強かったといえる。そして、資産の所在やその他の観
点をみても、原告元代表者の生活の本拠たる実体を判断する上で有意な
差があるとはいえないから、これらを総合的に考慮すれば、本件各月を
含む本件各年におけるその生活の本拠たる実体は国内にあり、具体的
には、三田物件B ■■■■■号室にその生活の本拠たる実体があったと認め
られる。

15 ヲ したがって、原告元代表者は、本件各月を含む本件各年において国内に
「住所」を有する者であり、「居住者」に該当するといえる。

(2) 原告らの主張

20 ア 「居住者」とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以
上居所を有する個人」をいうところ、ここにいう「住所」とは、生活の本
拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心
を指すものであり、一定の場所がある者の「住所」であるか否かは、客観
25 的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解さ
れる。そして、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かは、①
その者の所在（滞在日数及び住居）、②職業、③生計を一にする配偶者そ
他の親族の居所、④資産の所在等を総合的に考慮して判断することにな
るが、この認定については、個別性が強く、具体的な事案ごとに、どのよ
うな要素を重視すべきかなども異なるから、被告の主張するように、具体

的な事案を前提とせず一般論として考慮すべき要素に軽重を付けることは相当でないと考えられる。

また、ある者が「居住者」に該当するか否かについては、被告側に立証責任があるものと解されるから、これに該当するというためには、被告においてそれを積極的に基礎付ける必要があるというべきである。

イ 本件についてみると、次に述べるところによれば、本件各月を含む本件各年における原告元代表者の生活の本拠たる実体が三田物件B ■■■■■号室にあったということはできないし、むしろ、シンガポール物件にあったと評価されるべきである。なお、仮にその生活の本拠たる実体が平成25年及び平成26年において国内にあったとしても、少なくとも平成27年においてはシンガポール物件にあったといえる。

ア) まず、住居に関する事情についてみると、原告元代表者は、シンガポールにおいて、シンガポール物件を住居としていたところ、このシンガポール物件には、家具、衣服、調理器具等が備えられていたから、客観的にみて、継続的な生活を送るための住居といえるだけの実体があったことは明らかであるし、実際に、原告元代表者も、シンガポール物件では、自ら料理等をするなど、生活の本拠というにふさわしい生活をしてきたことも認められる。

これに対し、被告の主張する三田物件B ■■■■■号室については、その大部分をゴルフ道具や衣装等を保管する倉庫として使用しており、継続的な生活を送るための住居といえるだけの実体はなかったし、原告元代表者も、ベッドが置かれている一角以外に立ち入ることはほとんどなく、国内に滞在中、週1、2回程度そのベッドで寝泊まりするのみであった。また、原告元代表者は、同室を使用する際も、冷蔵庫等を使用しておらず、コンビニエンスストアで購入した飲食物をその都度持ち込むなどしていたし（なお、原告元代表者には、料理等をする習慣があった

にもかかわらず、同室には、調理器具等も備えられていなかった。)、生活に必要な私物についても、シンガポールから持参していたから、ホテルでの短期滞在と何ら異なるものではなかったといえる。

5 そのため、シンガポール物件について、客観的にみて、生活の本拠たる住居といえるだけの実体があった一方で、被告の主張する三田物件B
[REDACTED]号室については、その実体がなく、ホテルでの短期滞在と何ら異なるものではなかったというのであるから、両者を比較した場合に、シンガポール物件の方がより生活の本拠たる実体を具備していたことは明らかといえる。

10 (イ) 「住所」とは、一定の場所を前提とする概念であるから、その認定に際して考慮される滞在日数については、ある一定の場所にその国における生活の拠点といえるだけの実体が認められない限り、国ごとの滞在日数ではなく、個々の場所ごとの滞在日数をもって比較すべきものと解されるし(なお、被告は、国ごとの滞在日数をもって比較するのが所得税法の趣旨に沿うものといえる旨なども主張しているが、「住所」は、民法の借用概念であって、国の存在を前提とするものではないし、国ごとの滞在日数を比較している裁判例等についても、国ごとの滞在日数とその主張されている個々の場所ごとの滞在日数とがおおむね一致する事案であったことから、そのような比較をしたものにとどまると考えられる。); また、比較の対象となっていない第三国での滞在であったとしても、実質的にみて、一定の場所が拠点となっているといえるのであれば、当該第三国での滞在日数を当該拠点となる場所での滞在日数に加味して判断するのが相当と考えられる。

25 本件では、原告元代表者が国内で使用していた場所が、三田物件B
[REDACTED]号室以外にも複数あり、国内での滞在日数と同室での滞在日数とに大きな乖離があることなどを踏まえると、国ごとの滞在日数ではな

く、個々の場所ごとの滞在日数をもって比較するのが相当といえるし、また、比較の対象となっていない第三国での滞在日数についても、シンガポール物件での滞在日数に加味して判断すべきと考えられる。以下、この点について詳述する。

5 a 原告元代表者の本件各年における滞在日数は、別紙6の表のとおりであるところ、原告元代表者は、シンガポールにおいて、専らシンガポール物件で滞在していたから、シンガポール物件での滞在日数は、シンガポールでの滞在日数と一致し、平成25年が56日、平成26年が89日、平成27年が163日になる。

10 b 原告元代表者は、■社のワイン事業の仕入れ等のため、世界的なハブ空港を有するシンガポールを拠点として第三国へ渡航していたから、その第三国での滞在は、実質的にみて、シンガポールを拠点とするものであったと評価することができる。そして、①平成25年11月5日から同月15日まで、②平成26年3月2日から同月11日まで、
15 ③同年11月25日から同年12月7日まで、④平成27年8月28日から同月30日まで、⑤同年9月19日、⑥同年10月10日から同月12日まで、⑦同年11月7日から同月18日まで及び⑧同年12月8日から同月10日までの第三国での滞在については、いずれもそのワイン事業の仕入れ等を目的とするものであり（なお、それ以外の渡航は、原告元代表者の個人的な趣味等によるものである。）、シンガポールでの滞在日数（シンガポール物件での滞在日数）に加味して考慮すべきものと認められる。そこで、これを加味した滞在日数を計算すると、平成25年が67日、平成26年が112日、平成27年が185日になる。

20 c これに対し、国内での滞在についてみると、次に述べるように、原告元代表者は、本件各年において、被告の主張する三田物件B ■

■号室以外にも複数の場所を使用しており、これらを転々としていたことが認められるから、同室をもって国内における生活の拠点といえるだけの実体があったということはできないし、同室での滞在日数は、多くても、国内での滞在日数の3分の1程度（平成25年が47日程度、平成26年が84日程度、平成27年が59日程度）であったと考えられる。

(a) 三田物件E ■号室は、平成25年6月から平成27年7月まで、原告元代表者と親しい関係にあった知人女性が居住しており、原告元代表者も、国内に滞在中、多いときで週4回程度はそこで宿泊していたし、ホテル代わりに使用していた三田物件W ■号室、汐留物件 ■号室及び芝大門物件 ■号室についても、その使用の頻度等は、別紙11の表のとおりであったことが認められる。また、原告元代表者は、親しい関係にあった他の知人女性宅に週1回程度は宿泊していたし、ゴルフ番組の収録等のために、ホテルに宿泊することもあったほか、月1ないし3回程度は、東京都新宿区高田馬場にあったスケートリンクでアイスホッケーをし、そのまま外泊していたことも認められる。

そのため、原告元代表者が実際に三田物件B ■号室を使用していたのは、週に1、2回程度にとどまるし、その滞在日数は、多くても、国内での滞在日数の3分の1程度（平成25年が47日程度、平成26年が84日程度、平成27年が59日程度）であったと考えられる。

(b) また、三田物件B ■号室を使用していなかったことが証拠上明らかなものに限ってみても、原告らの主張には理由があるといふべきである。

すなわち、原告元代表者が三田物件W ■号室又は汐留物件

5
10
15
20
25

■■■■号室を使用する際には、そのマネージャーにおいて、事前に、コンビニエンスストア等で購入した日用品等を補充した上で、その購入代金相当額を本件被合併法人又は■■■■社に対して請求し、それに係る補助元帳や経理申請書上、科目欄に「福利厚生」又は「福利厚生費」、摘要欄又は用途欄には「飲食代（社長）」又は「飲食代金（社長）」との記載がされることになっていたところ、これに基づいて三田物件W ■■■■号室又は汐留物件 ■■■■号室を使用し、三田物件B ■■■■号室を使用していなかった日数を計算すると、その日数は、少なく見積もっても、平成25年が36日、平成26年が89日、平成27年が68日と認められる。なお、この日数は、証拠上明らかに認定することができる「最低日数」であり、実際の日数は、これよりも多かったと考えられるし、当該マネージャーによる購入等は、事前にされていたから、その購入日と実際の使用日とが必ずしも一致するとは限らず、原告元代表者がその購入日に国外で滞在していたとしても、それをもって、直ちに原告らの主張を否定することはできないといえる（ただし、「最低日数」を計算するため、基本的には、国外で滞在していた日等は含まないように計算している。）。

また、原告元代表者は、ゴルフ番組の収録等のために、頻繁にホテルに宿泊していたところ、その領収書等によれば、その日数は、少なく見積もっても、平成25年が37日、平成26年が35日、平成27年が9日と認められる。

さらに、原告元代表者は、月1ないし3回程度、東京都新宿区高田馬場にあったスケートリンクでアイスホッケーをしており、その日に三田物件B ■■■■号室を使用することはなかったところ、そこまで行くのに使用した自動車を駐車した駐車場の領収書等によれ

ば、その日数は、平成25年が11日、平成26年が11日、平成27年が12日と認められる。

そのため、証拠上明らかなものに限ってみても、国内に滞在中、三田物件B ■■■■■号室を使用していなかった日が多数認められるから、これを前提とする原告らの主張には理由があるといえる。

(c) なお、原告らが、以上で述べたように、滞在していた場所ごとに具体的な主張をして、それを裏付ける証拠を多数提出しているにもかかわらず、立証責任を負うべき被告が、三田物件B ■■■■■号室の使用頻度等に関する証拠を一切提出しないことなどに鑑みると、原告らの主張を採用すべきことは明らかといえる。

(d) また、本件調査時に作成されたとする調査報告書(乙3等)には、「日本国内における居所」についての記載があるものの、専門家ではない原告元代表者が、「居所」などと供述するとは考え難いし(原告元代表者に係る質問応答記録書(乙83)にも、「居所」という文言は使用されていない。なお、この質問応答記録書には、実際の供述内容と異なる記載が多々あったことから、原告元代表者は、これに署名押印をしていない。)、実際にも、そのような供述はしておらず、三田物件B ■■■■■号室に寝泊まりをしていたか否かを質問されたため、「寝泊まりすることもある」といった程度の供述をしたにとどまるものといえる。また、当該調査報告書(乙3等)については、そもそも本件調査の現場にいた者のうち誰の供述等を記載したかも定かではないし(なお、その現場には、本件税理士等の複数の関係者が立ち会っていた。)、本件調査の担当職員において上司への報告等のために事後的に都合良く整理したものとするのが相当である。さらに、同室に係る定期建物賃貸借契約において、契約書上の入居者が原告元代表者とされていた点についても、本件

では、客観的にみて、原告元代表者が同室以外にも複数の場所を使用し得る状態であったことは明らかであるから、契約書上の入居者と一致するからといって、直ちに当該調査報告書（乙3等）の記載内容を信用することはできないといえる。そのため、当該調査報告書（乙3等）を基にして、同室にその生活の本拠たる実体があったとすることはできないと考えられる。

5
10
15
20
25
e) その他にも、被告は、三田物件B [REDACTED] 号室に、ゴルフ番組で使用する衣装等が保管されていたこと、ベッド、トイレ、風呂等の設備が備えられていたこと、同室に係る定期建物賃貸借契約において、契約書上の入居者が原告元代表者とされていたことなどをもって、同室が国内での生活の拠点であったといえる旨などを主張している。確かに、同室には、ゴルフ番組で使用する衣装等が保管されていたが、そのような仕事道具等を保管する倉庫としての使用をもって、同室が原告元代表者の国内での生活の拠点であったということとはできないと考えられる。また、同室に備えられたベッド、トイレ、風呂等の設備については、他の場所やホテル等でも当然に備えられているものとどまるし、その他に主張する点を踏まえても、国内での生活の拠点が同室であったとは認められないといえる。

d 以上で述べたように、原告元代表者は、国内に滞在中、ホテル代わりに複数の場所を転々としており、三田物件B [REDACTED] 号室もその一つにとどまるものであったことが認められるから、同室をもって国内における生活の拠点といえるだけの実体があったということとはできない。そこで、同室での滞在日数（平成25年が47日程度、平成26年が84日程度、平成27年が59日程度）とシンガポール物件での滞在日数（平成25年が56日、平成26年が89日、平成27年が163日）とを比較すると、後者の方が上回ることになるし、実質的

にみて、後者と同一視すべき第三国での滞在日数を加味した滞在日数（平成25年が67日、平成26年が112日、平成27年が185日）で比較すると、その差はより広がることになる。そのため、滞在日数の観点からも、本件各年における原告元代表者の生活の本拠たる
5 実体が同室にあったということとはできない。

(ウ) a 次に、職業についてみると、この観点では、それに係る活動をするに当たり、特定の場所に滞在する必要性がどの程度であったかを考慮すべきものと解される。

b まず、シンガポールでの職業についてみると、原告元代表者は、シンガポールにおいて、ワイン事業以外にも、音楽配信事業等を行うことを予定していたが、ワイン事業以外は、軌道に乗せることができず、
10 本件各年においては、専ら■社のワイン事業に従事していた。

もともと、■社には、知名度等があったわけではないから、シンガポールでワイン事業を行うためには、その業界における人脈の構築等
15 をすることが不可欠であったところ、この人脈の構築等は、属人性が極めて強い業務であったし、そもそも■社のワイン事業は、本件各年において開始したばかりであり、十分な従業員等を確保することは困難であったから、原告元代表者が自らシンガポールに滞在する必要性が高かったといえる。そして、このような人脈の構築等は、直ちに成果が上がるものではなく、継続的な活動が重要になるところ、実際に、
20 原告元代表者が継続的な活動をした結果として、別紙5の1の表のとおり、仕入本数等が年々増加したものであるし、本件各年における仕入先に限ってみても、平成25年が1社であったのに対し、平成26年及び平成27年は6社に増加したことが認められる。

また、原告元代表者は、人脈の構築等をした上で、積極的な営業活動をしてきたところ、この点も、直ちに成果が上がるものではないが、

実際に、原告元代表者が継続的な活動をした結果として、別紙5の2の表のとおり、販売本数等が年々増加したことが認められる。なお、**■**社が本件各年において原告会社向けの販売をしていたとしても、シンガポールにおいて継続的な活動をする必要性が高かったことに変わりはないし、原告会社向けの販売分が占める割合も、徐々に減少し、令和元年（平成31年）には、販売本数ベースで10%程度、販売金額ベースで6%程度にまで減少したことが認められる。

さらに、原告元代表者は、シンガポールにおける事業の経験が乏しかったため、現地の会計事務所の担当者から、週1、2回程度アドバイスを受け、それに基づいて意思決定をしていたところ、具体的な状況等を前提としたアドバイスを受けるには、現地の専門家が不可欠であり、そのアドバイスを受けるためにも、原告元代表者は、シンガポールに滞在する必要性があったものといえる。

このように、原告元代表者は、本件各年において**■**社のワイン事業に従事しており、その業務上、シンガポールに滞在する必要性が高かったものと認められる。

c これに対し、国内での職業についてみると、原告元代表者は、原告会社の代表取締役等を務めていたものの、原告会社では、多数の従業員を雇用しており、その業務もルーティーン化されていたため、原告元代表者が国内に滞在する必要性はほとんどなく、国内での業務と評価し得るものは、暑気払いや忘年会への参加、ゴルフ番組の収録等に限られていたし、その日数は、平成25年が9日程度、平成26年が13日程度、平成27年が15日程度であったことが認められる。

d なお、この点につき、被告は、原告元代表者が最終的な意思決定をするなどの重要な業務を担っており、その業務に関連して積極的に飲食等もしていた旨などを主張している。

しかしながら、この主張の基になったと考えられる調査報告書（乙3等）については、そもそも本件調査の現場にいた者のうち誰の供述等を記載したかも定かではなく、これに立ち会った関係者が一般論として述べた「代表取締役だから、最終意思決定者となるのかな」といった程度の供述をもって、誤解して記載したにとどまるものと考えられるし、実際に、原告元代表者も、本件調査において、最終的な意思決定をするなどの重要な業務を担っていた旨などの供述をしたことはなかった。また、原告元代表者の渡航費用等の一部が原告会社の旅費交通費として計上されているが、これは、設立間もない本件シンガポール各社よりも原告会社の方が資金に余裕があったことなどを理由とするものにとどまるし、原告元代表者が国外でその業務をしていたことと渡航費用等の一部が原告会社の旅費交通費として計上されていたことには、関連がないというべきである。なお、仮に原告元代表者が、最終的な意思決定をするなどの重要な業務を担っていたとしても、そのことが、三田物件B ■■■■■号室に滞在する必要性をどのように基礎付けるかは不明であるし、それを殊更重視することはできないと考えられる。

また、原告会社の交際費として計上していた飲食代金等については、個人的な付き合いのあるゴルフ関係者等と飲食等をしたものなどであるし、その場所等をみても、主として深夜にキャバレークラブ等で行われたもので、いわゆる「はしご」をして日付をまたいで複数店に赴いたことも多くあったから、営業活動の一環としてされた飲食等であったとは考え難いといえる。加えて、原告会社の売上金額等の95%以上を占め、唯一利益が出ていたDM事業の関係者等とは飲食等をしていないことなどに鑑みても、原告会社の業務に関連してされた飲食等であったとは認められない。なお、その業務に関連したものか否か

は、その交際費として計上しているか否かではなく、客観的にみて判断されるべきものと解される。

さらに、■社と締結した業務委託契約書等（乙77、78）には、原告会社の代表取締役である原告元代表者の氏名の横にその社印が押印されているが、これは、当時従業員であった本件元従業員の判断の下でされたものであり、原告元代表者がこれをしたわけではない。なお、契約書上、形式的に代表者の氏名が印字されることや、一定規模以上の法人において、実際の押印が代表者以外の担当者等においてされることは、公知の事実といえる。

そして、原告元代表者は、国内において、ゴルフ番組の収録等をしてきたが、この収録等は、月1回程度にとどまるし、その多くは、関西圏で行われていたから、それをもって、直ちに三田物件B ■■■■■号室にその生活の本拠たる実体があったということとはできない。

e また、被告は、本件日本各社と本件シンガポール各社の事業の規模、原告元代表者による交際費の使用状況、原告元代表者が支払を受ける役員報酬等の金額等を比較してみても、国内の方が密接な関連を有していたといえる旨などを主張しているが、職業については、役員報酬等の金額の多寡ではなく、特定の場所に滞在する必要性がどの程度あったかを考慮すべきものと解される。そして、原告元代表者が、その業務上、シンガポールに滞在する必要性が高かった一方で、国内に滞在する必要性がほとんどなかったことは、以上で述べたとおりであるし、原告会社の交際費として計上された飲食代金等についても、客観的にみて、原告会社の業務と関連がないものであったと認められる。

f 以上で述べたように、原告元代表者は、シンガポールにおいて、■社のワイン事業に従事しており、その業務上、シンガポールに滞在する必要性が高かったし、これに従事していた日数は、それに関連して

渡航した第三国での滞在日数を含めると、平成25年及び平成26年には、年間（なお、平成25年については、本件転出日後のことを意味する。以下、特記しない限り、争点について同じ。）の30%程度の日数、平成27年には、年間の50%を超える日数となる。これに対し、国内においては、原告元代表者が国内に滞在しなければ行えない活動はほとんどなく、国内に滞在する必要性がある日数は、本件各年において、年間の4%程度の日数（平成25年は9日、平成26年は13日、平成27年は15日）にとどまることが認められる。そのため、職業の観点からも、原告元代表者の生活の本拠たる実体が三田物件B ■■■■■号室にあったという事はできないし、むしろシンガポール物件にあったと評価されるべきである。

(エ)a 続いて、生計を一にする配偶者その他の親族の居所についてみると、原告元代表者には、国内において生計を一にする配偶者その他の親族はいなかったことが認められるから、この観点をもって、原告元代表者の生活の本拠たる実体が国内にあったという事はできない。

b これに対し、被告は、本件前妻及び本件長女に関する事情をもって、親族等の観点からみても、国内とのつながりの方が強かったといえる旨などを主張しているが、原告元代表者は、本件前妻や本件長女と長年会っておらず、経済的な援助もしていなかったことが認められるし、形式的にみて契約書上の共同入居者であったりしたとしても、それだけをもって、国内とのつながりの方が強いとする根拠にはならないといえる。

(オ)a さらに、資産の所在についてみると、原告元代表者は、シンガポールにおいて、「生活の足」として使用する自動車を保有していたし、「生活の糧」となる預金についても、引き出しの利便性等の観点から、シンガポールにおいて保有していた。また、シンガポール物件には、

家具、衣服、調理器具等が備えられており、生活用動産も充実していたし、その他にも、コーヴウェイ物件に係る保証金等を保有していたことなどが認められる。

5 b これに対し、国内には、預金以外に生活に必要な資産はなかったし、預金についても、別紙10の2の表のとおり、平成25年12月31日現在では、国内の預金の金額の方が上回っていたものの、平成26年12月31日現在及び平成27年12月31日現在では、シンガポールの預金の金額の方が大きく上回っていたことが認められる。

10 なお、原告元代表者は、原告会社の株式等も保有していたが、これらは、生活に必要な資産ではないし、その生活の本拠たる実体を判断する上で、これらを重視することはできない。

c したがって、資産の所在の観点からも、原告元代表者の生活の本拠たる実体が三田物件B ■■■■■号室にあったということはできないし、むしろシンガポール物件にあったと評価されるべきである。

15 (カ)a その他にも、本件では、一時的な転出ではなく、本件転出日から現在に至るまで長期間にわたって国内で住民登録をしていないこと、本件届出をしてシンガポールへ転出するのに伴い、■■■■社を事業所とする健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、現在に至るまで長期間にわたってその資格を回復していないこと、その転出に伴って平成25年提出確定申告書(乙16)の提出等をし、それ以降、
20 シンガポールで納税していたことなどが認められる。そのため、これらの事情からも、原告元代表者の生活の本拠たる実体は、シンガポール物件にあったと評価されるべきである。

25 b なお、被告は、所得税法上、「住所」の認定については、飽くまでも、客観的な事情に基づいて総合的に判断すべきものである旨などを主張しているが、原告らは、主観的な目的が発露した客観的な事情に

ついて主張しているものであるし、滞在目的等の主観的な目的が客観的な事情に発露しているのであれば、その客観的な事情は当然に考慮されるべきものと考えられる。

5 (キ) 以上で述べたところを総合的に考慮すれば、本件各月を含む本件各年における原告元代表者の生活の本拠たる実体が三田物件B ■■■■■号室にあったということはできないし、むしろ、シンガポール物件にあったと評価されるべきである。

10 なお、仮に、滞在日数について、国ごとの滞在日数をもって比較するとしても、平成27年については、国内の滞在日数が177日である一方で、シンガポールの滞在日数は163日であり、前者の方が上回るものの、その差は僅か14日であるし（なお、原告元代表者は、同年に国境をまたぐ移動を38回もしているところ、その出国日をどちらの国の滞在と判定するかなどの集計方法によっては、その差が覆る可能性もあるといえる。）、第三国での滞在日数を加味すると、後者の方が上回る

15 ことになる。そして、その他の要素については、以上で述べたとおりであるから、少なくとも、平成27年については、原告元代表者の生活の本拠たる実体が三田物件B ■■■■■号室にあったということはできないし、むしろ、シンガポール物件にあったと評価されるべきである。

20 ウ したがって、原告元代表者は、本件各月を含む本件各年において国内に「住所」を有する者ではなく、「居住者」には該当しないといえる。

第3 当裁判所の判断

1 争点に対する判断

25 (1) 所得税法2条1項3号は、「居住者」とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人」をいう旨を規定しているところ、ここにいう「住所」とは、反対の解釈をすべき特段の事由がない以上、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活

の中心を指すものであり、一定の場所がある者の「住所」であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和29年(オ)第412号同年10月20日大
5 法廷判決・民集8巻10号1907頁、最高裁昭和32年(オ)第552号同
年9月13日第二小法廷判決・裁判集民事27号801頁、最高裁昭和35
年(オ)第84号同年3月22日第三小法廷判決・民集14巻4号551頁、
最高裁平成20年(行ヒ)第139号同23年2月18日第二小法廷判決・裁
10 判集民事236号71頁等参照)。そして、客観的に生活の本拠たる実体を
具備しているか否かは、①その者の所在（滞在日数及び住居）、②職業、③
生計を一にする配偶者その他の親族の居所、④資産の所在等を総合的に考慮
して判断すべきものといえる。

(2) 本件についてみると、本件各月を含む本件各年のうち、平成25年及び平
成26年においては、原告元代表者の生活の本拠たる実体が国内の三田物件
B ■■■■■号室にあったと認められるが、平成27年においては、その生活
15 の本拠たる実体が同室にあったとまでは認められないものといえる。その理
由は、次に述べるとおりである。

ア 本件では、被告が、本件各月を含む本件各年における原告元代表者の生
活の本拠たる実体は国内にあり、具体的には、三田物件B ■■■■■号室に
その生活の本拠たる実体があったといえるとしている一方で、原告らが、
20 これをいずれも否認しつつ、予備的な主張として、少なくとも平成27年
においては、その生活の本拠たる実体が同室にあったとはいえないとして
いることから、まずは、平成25年及び平成26年を中心として、以下検
討する。

(ア) 前記第2の2の前提事実に加え、証拠（甲72、乙3～5、83、原
告元代表者本人）又は弁論の全趣旨によれば、原告元代表者は、節目と
25 なる年齢を迎え、国外で新たな事業に取り組みたいと考えるようになり、

5 国内において、それまでその生活の本拠としていた自宅（なお、当該自宅は、本件転出前住所登録地とは異なる。）から家具等を処分し、これを引き払う一方で、シンガポールにおいては、音楽配信事業等を行うために、■社を設立し、オーチャード物件を賃借するなどした上で、住民登録につき、シンガポールへ転出する旨の本件届出をし、本件転出日に、シンガポールへ渡航したことが認められる。そして、その後、現在に至るまで、国内で住民登録等をしておらず、シンガポールで滞在許可及び就労許可を受け、シンガポールの所得税に係る納税者としてその申告書を提出していることなどの各種届出の状況等に鑑みても、原告元代表者が「住所」をシンガポールに移転する意思を有していたことは明らかといえる。

10 15 もっとも、一定の場所がある者の「住所」であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものであるから、そのような意思のみをもって、直ちにこれを判断することはできないと考えられる。

20 (イ) そこで、客観的な事情として、原告元代表者の所在についてみると、前記第2の2の前提事実に加え、証拠（甲6、7、12、13、72、乙1、2、83、原告元代表者本人）又は弁論の全趣旨によれば、原告元代表者が国内で使用していた三田物件B ■■■■号室は、別紙12の表のとおり、賃料を月115万円などとする高級賃借物件であり、広さや間取り等に何ら問題はないものの、その大部分がゴルフ道具や衣装等を保管する倉庫として使用されていたため、オーダーメイドのものを含め家具や衣服等が十分に備えられていたシンガポール物件と比較すると、それらが充実していたとはいえないが、それでも、ベッド、トイレ、風呂等の生活に必要な設備等は備えられていたし、原告元代表者の日常生活に必要な衣服等もある程度は保管されていたことがうかがえるから、

継続的な生活を送るための住居といえるだけの実体が最低限あったことは否定し難いといえる。

そして、原告元代表者の平成25年及び平成26年における滞在日数は、別紙6の表のとおりであり（平成25年においては、国内が141日、シンガポールが56日、平成26年においては、国内が253日、シンガポールが89日）、国内とシンガポールの滞在日数を比較すると、国内の滞在日数の方が2.5倍以上と大きく上回っていることが認められる。

そのため、原告元代表者の所在の観点からは、平成25年及び平成26年における原告元代表者の生活の本拠たる実体は、国内の三田物件B
[REDACTED]号室にあったことが強く推認されるものといえる。

(ウ) また、国内での職業についてみると、前記第2の2の前提事実に加え、証拠（甲66、67、70、72、乙3～6、45、75、77、78、83、84、原告元代表者本人）又は弁論の全趣旨によれば、原告元代表者は、原告会社の代表取締役等を務め、その業務の対価として、別紙7の表のとおり、本件日本各社から多額に上る役員報酬等の支払を受けていたものであり、平成25年及び平成26年において、毎月国内に帰国し、その業務上、関係者等との飲食、ゴルフ番組の収録等をしていたほか、人事や取引額の決定等につき、最終的な意思決定をするなどの重要な業務を担っていたものと認められるが、原告会社では、多数の従業員を雇用しており、事業ごとに担当者等がいたことから、代表取締役等の地位にある原告元代表者において国内で従事すべき業務は限られていたし、最終的な意思決定についても、担当者等による口頭等での説明を受けて追認等をする程度のものであったといえることができる（なお、原告元代表者も、本件の当事者尋問において、例えば従業員の給与について、「LINEとかでぱっと来たのを、まあいいよ、まかせるとい

う程度」であったとして、これに沿う供述をしているし、本件元従業員の陳述書（甲70）においても、「ダイレクトメール事業の従業員の昇任については、私が決定した上で」、原告元代表者に「一応確認しており、原告元代表者も「了解」と言っていた旨などが記載されていることが認められる。）。また、原告元代表者が使用していた本件カードを使用して支払った飲食代金等のうち、原告会社の交際費として計上された金額は、別紙9の表のとおり、多額に上るところ（平成25年が約1995万円、平成26年が約2565万円）、この本件カードを使用して支払った飲食代金等については、その全額が原告会社の交際費として計上されていたわけではなく、原告会社の交際費として計上するものか否かの選別がされたものとうかがえることなどの本件の事実関係の下では、原告会社の業務との関連が全くないものであったとはいえないが、他方で、別紙4の1の表のとおり、原告会社の売上金額等のほとんどを占めるDM事業の関係者等と自ら頻繁に飲食等をしていたとは認められないこと（なお、仮に自ら頻繁にその飲食等をしていたのであれば、 の職員に対する接待等に関連して立件された刑事事件において、原告元代表者も、その事情聴取等の対象とされたはずであるが、本件全証拠を精査しても、そのような事情は認められない。）、原告元代表者と共に飲食等をしていたのは、専らゴルフ関係者等であり、原告会社のゴルフ事業等との関連が全くないわけではないものの、それに係る売上金額等は、同表のとおり、上記の交際費の金額を大きく下回り、それに見合うものではないことなどに鑑みると、個人的な付き合いとしてされたという側面が強いものと考えるのが合理的である。そして、ゴルフ番組の収録等についても、別紙6の表のとおり、月1回程度にとどまることが認められる。

次に、シンガポールでの職業についてみると、前記第2の2の前提事

5 実に加え、証拠（甲14～20、45～48、57、68、69、72、
乙58、83、原告元代表者本人）又は弁論の全趣旨によれば、原告元
代表者は、シンガポールにおいて、■社の音楽配信事業等を軌道に乗せ
ることができないでいたところ、①国内では、ワイン業界が成熟してい
10 るため、世界各国のワイナリーから直接仕入れることが困難であり、代
理店等を介して仕入れるとしても、価格が統一され、定価よりも安くす
るように交渉する余地が乏しい状況にあったのに対し、シンガポールで
は、ワイン業界が余り成熟していなかったため、世界各国のワイナリー
からの直接仕入れの方法や代理店等を介しての仕入れの方法のいずれに
15 ついても、商機があると思われたこと、②シンガポールには、世界的な
ハブ空港があって、仕入れ等をする際の利便性が高く、ワインの輸送に
便利な港湾も整備されていたことなどから、■社を設立して、ワイン事
業を行うこととしたことなどが認められる。そして、■社は、設立した
ばかりで、十分な従業員等がおらず、シンガポールでの事業経験等もな
20 かったことから、原告元代表者は、シンガポールのワイン業界における
人脈の構築や情報収集等から始めざるを得ず、仕入先との交渉や営業活
動等も、自ら行っていたし、時には第三国へ渡航して仕入れ等をしたこ
ともあったところ、その結果として、その後、実際に、別紙5の1の表
のとおり、仕入本数等が増加し、仕入先についても、平成25年が1社
25 であったのに対し、平成26年は6社に増加したことなどが認められる。
このように、原告元代表者は、平成25年及び平成26年において、シ
ンガポールに滞在中、専ら■社のワイン事業に従事しており、その業務
の内容等に鑑みても、自らシンガポールに滞在する必要性があったもの
と考えられるが、他方で、平成25年及び平成26年における国別滞在
日数等をみると、別紙6の表のとおり、1か月以上も連続してシンガポ
ールへ渡航していない期間も間々あったことなどが認められるから、そ

の頻度等からして、原告元代表者の生活の本拠たる実体を判断する上で決定的な事情にはならないというべきである。

そのため、原告元代表者は、平成25年及び平成26年において、シンガポールで、■社のワイン事業に従事していたものであるが、原告元代表者の生活の本拠たる実体を判断する上で、そのことを殊更重視することはできず、上記(イ)で述べたところを覆してまでその生活の本拠たる実体がシンガポールにあったとみることは相当でないし、国内でも、国内に滞在して従事すべき業務が限られていたとはいえ、ある程度はその業務に従事していたことも認められるものといえる。

(エ) そのほか、生計を一にする配偶者その他の親族の居所についてみると、前記第2の2の前提事実に加え、証拠(甲72、乙83、原告元代表者本人)又は弁論の全趣旨によれば、原告元代表者には、生計を一にする配偶者その他の親族がおらず、本件前妻については、長年、別居状態であったし、本件長女についても、交流等はなかったことが認められるから、この観点をもって、原告元代表者の生活の本拠たる実体を判断する上で有意な差があるということとはできない。

(オ) 同じく、資産の所在についてみても、原告元代表者の主な資産等は、別紙10の表のとおりであり、いずれも自ら国内又はシンガポールに滞在しなければその管理等が困難なものとは認められないから、この観点をもって、原告元代表者の生活の本拠たる実体を判断する上で有意な差があるということとはできない。

なお、前記第2の2の前提事実に加え、証拠(乙66)又は弁論の全趣旨によれば、原告元代表者は、別紙10の表のとおり、シンガポールにおいて、自動車を保有していたことが認められるが、本件各年において、原告元代表者が国内で使用可能な原告会社名義の自動車があったことなどに鑑みると、単に国内で自己名義の自動車を保有する必要がなか

5 ったにとどまるものと考えられるし、預金についてみても、平成26年
12月31日現在で比較すると、シンガポールの預金の金額の方がより
高額ではあるものの、国内の預金の金額も約7324万円と国内で生活
するのに不足があるとはいえないから、これらの資産等をもって、原告
元代表者の生活の本拠たる実体を判断する上で有意な差があるというこ
とはできない。

10 (カ) 以上で述べたところを総合的に考慮すれば、本件各月を含む本件各年
のうち、平成25年及び平成26年においては、原告元代表者の生活の
本拠たる実体が国内の三田物件B ■■■■■ 号室にあったとみるのが相当
であるし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを覆すに足りる事
情は認められないものといえる。

(キ) これに対し、原告らは、前記第2の3(2)のとおり、るる主張して、平
成25年及び平成26年においても、原告元代表者の生活の本拠たる実
体が国内の三田物件B ■■■■■ 号室にあったとはいえないとしている。

15 しかしながら、原告らは、三田物件B ■■■■■ 号室について、住居と
いえるだけの実体がなく、ホテルでの短期滞在と何ら異なるものではな
かった旨などを主張しているが、以上で述べたところによれば、継続的
な生活を送るための住居といえるだけの実体が最低限あったことは否定
し難いし、同室は、賃貸物件であって、社会通念上一般に不特定多数の
20 者において一時的に使用することが予定されているホテルとは性質を異
にすることなどを踏まえると、その主張する点をもって、以上で述べた
当裁判所の判断が左右されることはないといえる。

25 また、原告らは、原告元代表者が国内で使用していた場所が、三田物
件B ■■■■■ 号室以外にも複数あり、国内での滞在日数と同室での滞在
日数とに大きなかい離があることなどを踏まえると、国ごとの滞在日数
ではなく、個々の場所ごとの滞在日数をもって比較すべき旨なども主張

しているところ、確かに、前記第2の2の前提事実に加え、証拠（甲2
1～44、72、原告元代表者本人）又は弁論の全趣旨によれば、原告
元代表者は、平成25年及び平成26年を含む本件各年において、同室
以外にも、三田物件E ■■■■号室、三田物件W ■■■■号室、汐留物件
5 ■■■■号室及び芝大門物件 ■■■■号室を使用していたほか、ゴルフ番組
の収録等のために、ホテルに宿泊していたことなどもあり、国内に滞在
中、三田物件B ■■■■号室に滞在しないことも多かったことなどが認め
られるし、その他に、本件全証拠を精査しても、原告らの主張するよ
うに、同室での滞在日数が国内での滞在日数の3分の1程度にとどまっ
10 ていたとしても不自然な点はないといえる。しかしながら、同室につ
いて、継続的な生活を送るための住居といえるだけの実体が最低限あつた
ことは、以上で述べたとおりであるし、契約書上の入居者を原告元代表
者とするのが、同室だけであつたほか、同室には、その業務上使用する
衣装等や日常生活に必要な衣服等が保管されていたことなども認められ
15 る（なお、同室については、原告元代表者以外にも、本件被合併法人又
は■■■■社の従業員等において同室の鍵を所持し、その業務上、同室に入
って衣装等を運搬するなどしていたこともうかがえるが（甲72、乙4
6、原告元代表者本人）、本件全証拠を精査しても、原告元代表者以外
の者においてベッド、トイレ、風呂等が備えられた居住用のスペースま
20 で使用していたとする事情は認められない。）。また、原告元代表者の
本件の当事者尋問における供述等によれば、三田物件E ■■■■号室につ
いては、原告元代表者と一時期親しい関係にあつた知人女性が居住する
場所として、そこに宿泊し、三田物件W ■■■■号室、汐留物件 ■■■■
号室及び芝大門物件 ■■■■号室についても、親しい関係になった女性と
25 いわゆる「ラブホテル」代わりで使用したり、近くで飲食等をして酔っ
払った際などに使用していたというのであるから、その使用状況等に照

らし、三田物件B ■■■■■ 号室を拠点としつつこれらの場所を使用したものにとどまると評価することに何ら不合理な点はないといえる。そして、その他に、ゴルフ番組の収録等のために一時的にホテルで宿泊したことなどがあつたとしても、以上で述べた当裁判所の判断が左右されることはないから、この点に関する原告らの主張も採用することはできない。なお、ある特定の場所でのみ滞在する事案と、当該特定の場所を拠点としつつも他の場所を転々として当該特定の場所で滞在しないことが多い事案とを比較した場合、その者の生活との関係やつながりの程度等の点で、おのずから差異があるものと考えられるが、平成25年及び平成26年における国内とシンガポールの滞在日数の格差が顕著であることなどの本件の事実関係の下では、以上で述べた当裁判所の判断が左右されることはないといえる。

さらに、原告らは、比較の対象となっていない第三国での滞在日数についても、シンガポール物件での滞在日数に加味して判断すべきである旨なども主張しているが、仮にその主張する第三国での滞在日数を加味した滞在日数（平成25年は67日、平成26年は112日）を踏まえても、平成25年及び平成26年においては、国内の滞在日数（平成25年は141日、平成26年は253日）の方が大きく上回っていることに変わりがないから、それをもって、以上で述べた当裁判所の判断が左右されることはないといえる。

加えて、原告らは、国内での職業について、最終的な意思決定をするなどの重要な職務を担っていた旨などの供述をしたことはないし、シンガポールでの職業については、その業務の内容等に鑑みても、自らシンガポールに滞在する必要性が高かつたものといえる旨なども主張している。しかしながら、原告元代表者は、原告会社の発行済株式の全部を保有する株主で、本件各年において、その代表取締役を務め、別紙7の表

のとおり、本件日本各社から多額に上る役員報酬等の支払を受けていた
というのであるから、その原告元代表者において、担当者等による口頭
等での説明を受けて追認等をする程度のこともしていなかったとは考え
5 難しい、シンガポールでの職業についても、平成25年及び平成26年
における滞在の頻度等からして、これを殊更重視することができないこ
とは、以上で述べたとおりである。

そして、その他にも、原告らは、るる主張しているが、以上で述べた
当裁判所の判断に反するものであるか、あるいは、当該判断に直接関わ
10 らず、これを左右しないものであるから、いずれも採用の限りではない
といえる。

イ 次に、平成27年を中心として、以下検討する。

(ア) 前記第2の2の前提事実に加え、証拠(甲45～48、68、72、
乙58、原告元代表者本人)又は弁論の全趣旨によれば、原告元代表者
は、■社のワイン事業が軌道に乗り始め、シンガポールに滞在する必要
15 性が高まったこともあり、平成27年においては、別紙6の表のとおり、
シンガポールへ渡航する頻度が増加し、毎月シンガポールに滞在するよ
うになったし、それまでシンガポールで使用してきたオーチャード物件
では、手狭になったことから、3階建てでワイン倉庫を併設したコーヴ
ウェイ物件を賃借し、そこで生活していたことなども認められる。また、
20 原告元代表者の平成27年における滞在日数についてみると、別紙6の
表のとおりであり(国内が177日、シンガポールが163日)、国内
での滞在日数は、平成25年及び平成26年における滞在日数とは異な
り、年間の半分に満たないし、シンガポールでの滞在日数と比較しても、
有意な差があるということとはできない。そして、原告元代表者は、平成
25 27年においても、三田物件B ■■■■■号室を拠点としつつ他の場所を
転々としており、国内に滞在中、同室に滞在しないことが多かった一方

で、シンガポールに滞在中は、シンガポール物件以外の場所を転々としていたとする事情は認められないところ、前記ア(キ)で述べたように、ある特定の場所でのみ滞在する事案と、当該特定の場所を拠点としつつも他の場所を転々として当該特定の場所で滞在しないことが多い事案とを比較した場合、その者の生活との関係やつながりの程度等の点で、おのずから差異があるものと考えられるし、その他にも、本件では、同室には、継続的な生活を送るための住居といえるだけの実体が最低限あったにとどまり、オーダーメイドのものも含め家具や衣服等が十分に備えられていたシンガポール物件と比較すると、それらが充実していたとはいえないことなども指摘することができる。

そのため、平成25年及び平成26年とは異なり、平成27年においては、原告元代表者の所在の観点から、原告元代表者の生活の本拠たる実体が国内の三田物件B■■■■号室にあったことを積極的に基礎付けることはできないといえる。

(イ) また、職業についてみても、原告元代表者は、シンガポールに滞在中、専ら■■社のワイン事業に従事しており、その業務の内容等に鑑みても、自らシンガポールに滞在する必要性があったところ、以上で述べたように、平成27年においては、■■社のワイン事業が軌道に乗って、その必要性が高まったこともあり、シンガポールへ渡航する頻度が増加し、毎月シンガポールに滞在するようになったというのであるし、証拠（甲18～20、69、72、原告元代表者本人）又は弁論の全趣旨によれば、①同年8月28日から同月30日まで、②同年9月19日、③同年10月10日から同月12日まで、④同年11月7日から同月18日まで及び⑤同年12月8日から同月10日までについては、いずれも第三国へ渡航して、■■社のワイン事業の仕入れ等をしていたことも認められる。そして、これを加味した上で、シンガポールで■■社のワイン事業に従事

5 していた日数を少なくとも週4日程度であったとして（なお、原告元代表者は、本件の当事者尋問において、「毎晩のようにいろいろな人と会って、いろいろな人を紹介してもらっ」た旨などの供述をしており、陳述書（甲72）においても、「概ね週4回程度は、現地のワイン卸売業者、ワインのコンサルタント（中略）会社の従業員、■■■■氏等が訪問してきており、商談を行なっ」たし、その他にも「積極的に営業活動を行っ」た旨などの記載がされていることが認められる。そして、■■■■社を設立して間もなく、十分な従業員等もない中で、ワイン事業の規模が大幅に拡大したことなどに鑑みると、原告元代表者が少なくとも週4日程度これに従事していたとしても、何ら不自然ではないし、その他に、本件全証拠を精査しても、これを覆すに足りる事情は認められないものといえる。）、■■■■社のワイン事業に従事していた日数を計算すると、その日数は、115日であり、年間の32%程度は、これに従事していたことになる。

15 これに対し、国内での職業については、平成25年及び平成26年と大きく変わるものではなく、原告会社の代表取締役等を務め、多額の役員報酬等の支払を受けていた上、ある程度はその業務に従事していたことが認められるものの、国内で従事すべき業務は限られていたし、最終的な意思決定についても、担当者等による口頭等での説明を受けて追認等をする程度のもにとどまり、本件全証拠を精査しても、それを超える関与等をしていたことを裏付けるに足りる事情は認められない。また、原告会社の交際費として計上していた飲食代金等については、原告会社の売上金額等のほとんどを占めるDM事業の関係者等と自ら頻りに飲食等をしていただけではなく、個人的な付き合いとしてされたという側面が強いものであったと考えられるし、仮にこの点をおくとしても、証拠（甲58、61、乙44、45）又は弁論の全趣旨によれば、同一の機

5 会にいわゆる「はしご」をして複数店に赴いたと考えられるものを1日として計算した日数に、国内で滞在して従事する必要性があるゴルフ番組の収録等の日数を加味した日数は、65日になるから（なお、計上された飲食代金等の支払日とゴルフ番組の収録日が重複する平成27年2月9日、同年8月10日及び同年9月28日は、その重複を踏まえて計算している。）、年間の18%程度しかこれに従事していなかったといえ、その他に、全証拠を精査しても、これを超えて従事していたとする事情は認められない。

10 そのため、職業の観点からしても、原告元代表者の生活の本拠たる実体が国内の三田物件B [REDACTED] 号室にあったことを積極的に基礎付けることはできないというべきである。

15 (ウ) また、生計を一にする配偶者その他の親族の居所や資産の所在等の観点について、原告元代表者の生活の本拠たる実体を判断する上で有意な差が認められないことは、平成25年及び平成26年と変わりがないといえる。

20 (エ) 以上で述べたところによれば、平成27年においては、原告元代表者の生活の本拠たる実体が国内の三田物件B [REDACTED] 号室にあったことを積極的に基礎付けることはできないし、本件の事実関係の下では、むしろ、その生活の本拠たる実体はシンガポール物件にあったとみるのが相当である。

25 なお、証拠（甲72、原告元代表者本人）又は弁論の全趣旨によれば、原告元代表者は、国内で通院等をしていたことが認められるが、原告元代表者のように、国内と国外とを頻繁に行き来する者において、一時的に帰国した際に通院等をするのは、何ら不自然ではなく、その生活の本拠たる実体が国外にあることと矛盾するものとはいえないし、その他に、平成25年及び平成26年におけるその生活の本拠たる実体が国内

にあったことなどを考慮しても、以上で述べた当裁判所の判断が左右されることはないものといえる。

5 (オ) これに対し、被告は、前記第2の3(1)のとおり、るる主張して、平成25年及び平成26年だけでなく、平成27年においても、原告元代表者の生活の本拠たる実体が国内の三田物件B ■■■■■ 号室にあったといえるとしている。

しかしながら、平成27年においては、被告が重視すべきとする原告元代表者の所在（滞在日数及び住居）の観点からみても、その生活の本拠たる実体が国内の三田物件B ■■■■■ 号室にあったことを積極的に基礎付けることができず、その他の観点に鑑みても、これを認めることができないことは、以上で述べたとおりである。

10 15 20 25
また、被告は、■■■社のワイン事業について、原告会社のワイン事業の一環として行われたものにとどまり、独立した事業の実体はなかったといえる旨なども主張しているが、以上で述べたように、原告元代表者は、そもそも、国内では、ワイン業界が成熟しているのに対し、シンガポールでは、ワイン業界が余り成熟しておらず、そこに商機があるとして、シンガポールに拠点を置く■■■社でワイン事業を開始したものであるし（なお、前記第2の2の前提事実に加え、証拠（甲72）又は弁論の全趣旨によれば、原告元代表者は、本件各年以前において、一度、原告会社でワイン事業を行おうとしたことがあったものの、その時は、これを軌道に乗せることができなかつたこともうかがえるものといえる。）、本件全証拠を精査しても、原告会社の事業としてこれを行わなければならなかつたとする合理的な根拠は特段見当たらないものといえる。また、■■■社におけるワインの販売本数等は、別紙5の表のとおりであり、平成27年において、その大半が、レストラン事業を行う原告会社向けの販売であったことは認められるが、自らが代表取締役等を務める原告会社

向けの販売とは異なり、新たに顧客を開拓することになるシンガポールの顧客向けの販売については、それに対する営業活動等をして、直ちに成果が上がるものではないと考えられるから、販売本数等の比較だけをもって、原告会社以外の顧客に対する営業活動等がされていなかったと判断することはできないし、平成27年におけるその営業活動等の成果として、平成28年におけるシンガポールの顧客向けの販売本数等が3114本にまで増加したとみても何ら不合理な点はなく、その他にも、その後の事情ではあるものの、シンガポールの顧客向けの販売本数等が増加し、令和元年（平成31年）には、原告会社向けの販売分が占める割合が、販売本数ベースで10%程度、販売金額ベースで6%程度にまで減少したことも認められる（甲49、68、原告元代表者本人）。そして、■社のワイン事業に関連してされた第三国への渡航に原告会社の従業員が同行し、その渡航費用等が原告会社の旅費交通費として計上されたことなどについても、設立間もない■社には、十分な従業員や資金がない中で、自らのワイン事業が軌道に乗るまで、原告会社にその費用等を負担させる一方で、その見返りとして、レストラン事業を行う原告会社に対して■社のワインを安く販売するということが十分に考えられるから（なお、原告元代表者も、本件の当事者尋問において、この費用の負担等について、原告会社の「レストランのほうのマネージャーとしても、こんないいワインがこんな安く入るならいいですねということ、初期の頃はそれをどんどんやっていた、最初の頃、立ち上げのときは、」などとの供述をしている。）、その費用等の負担をもって、直ちに■社が自らの事業としてワイン事業を行っていたとみることに矛盾があるということはないし、その後の事業の規模等に加え、本件全証拠を精査しても、被告の主張するように、■社のワイン事業に独立した事業の実体がなかったとまでいうことを裏付けるに足りる事情は認められ

ないものといえる。

さらに、被告は、本件日本各社と本件シンガポール各社の事業の規模、原告元代表者による交際費の使用状況、原告元代表者が支払を受ける役員報酬等の金額等を比較してみても、国内の方が密接な関連を有していたといえる旨なども主張しているが、生活の本拠たる実体を判断する上でその要素となる職業の観点については、それに係る活動をするに当たり、当該国に滞在する必要性がどの程度であったかということを中心に考慮すべきものと解されるし、その主張する点をもって、直ちに以上で述べた当裁判所の判断が左右されることはないと考えられる。

そして、その他にも、被告は、るる主張しているが、以上で述べた当裁判所の判断に反するものであるか、あるいは、当該判断に直接関わらず、これを左右しないものであるから、いずれも採用の限りではないといえる。

(3) したがって、原告元代表者は、本件各月を含む本件各年のうち、平成25年及び平成26年においては、国内に「住所」を有する者であったから、「居住者」に該当するが、平成27年においては、国内に「住所」を有する者とは認められないから、これに該当しないといえる。

2 本件処分の適法性

(1) 争点に対する当裁判所の判断は、以上で述べたとおりであり、原告元代表者は、本件各月を含む本件各年のうち、平成25年及び平成26年においては、「居住者」に該当するといえる。そして、前記第2の3の本件処分（ただし、後記(2)の処分は除く。）の適法性に関する被告の主張のうちその他の部分については、原告らも争っておらず、これらを不相当とする理由は見当たらないから、いずれも適法なものと認められる。

(2) これに対し、平成27年においては、「居住者」に該当せず、これに該当することを前提とする原告元代表者決定処分（平成27年分）及び原告元代

表者賦課決定処分（平成27年分）は、その前提を欠くことになるから、いずれも違法なものとして取り消すべきといえる。

また、同様に、原告会社納税告知処分（ただし、別紙2の表の②欄の金額を超える部分）及び原告会社賦課決定処分（ただし、同表の④欄の金額を超える部分）も、平成27年1月分から同年12月分までの源泉所得税等に係るものについては、その前提を欠くことになるから、いずれも違法なものとして取り消すべきといえる。

第4 結論

よって、原告らの請求は、上記第3の2(2)の限度で理由があるから、その限度で認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

市原義孝

裁判官

依田吉人

裁判官

和田崇寛

代理人目録

- 1 原告ら訴訟代理人弁護士
永吉啓一郎、飯岡謙太、小林雷太、櫻井良太、茨木拓矢
- 5 2 被告指定代理人
江原謙一、野間隆一朗、今中暉、高梨晃弘、中藤修治、山崎陽子

【別紙2】

原告会社納税告知処分及び原告会社賦課決定処分のうち争いのない金額

① 年月分	② 納付すべき 所得税等の額	③ 加算税の 基礎となる税額	④ 不納付 加算税の額
平成25年6月分	620,770円	620,000円	62,000円
平成25年7月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成25年8月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成25年9月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成25年10月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成25年11月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成25年12月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年1月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年2月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年3月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年4月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年5月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年6月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年7月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年8月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年9月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年10月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年11月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成26年12月分	833,140円	830,000円	83,000円
平成27年1月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年2月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年3月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年4月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年5月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年6月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年7月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年8月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年9月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年10月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年11月分	846,960円	840,000円	84,000円
平成27年12月分	846,960円	840,000円	84,000円
合 計	25,780,810円		2,564,000円

主な関係法令等の規定

1 (1) 所得税法2条1項は、この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、
当該各号に定めるところによるとした上で、①同項3号において、「居住者」
5 とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人」をいう旨を規定し、②同項4号において、「非永住者」とは、「居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人」をいう旨を規定し
10 (以下、同号所定の「非永住者」を単に「非永住者」という。)、③同項5号において、「非居住者」とは、「居住者以外の個人」をいう旨を規定している
(以下、同号所定の「非居住者」を単に「非居住者」という。)

(2) 所得税法5条1項は、「居住者」は、この法律により、所得税を納める義務がある旨を規定している。

また、所得税法5条2項（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）は、「非居住者」は、次に掲げる場合には、この法律により、所得税を納める義務があるとした上で、同項各号において、同法161条（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する国内源泉所得
15 (以下、単に「国内源泉所得」という。)を有するときなどを掲げている。

(3) 所得税法7条1項（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）は、所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得
20 について課するとした上で、①同項1号において、「非永住者」以外の「居住者」については、全ての所得とする旨を規定し、②同項3号において、「非居住者」については、同法164条1項各号に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ当該各号及び同条2項各号に掲げる国内源泉所得とする旨を規定している。

25 (4) 所得税法161条は、この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいうとした上で、同条8号イにおいて、「俸給、給料、賃金、歳費、賞与

又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供（中略）に基因するもの」を掲げている。

5 (5) 所得税法183条1項は、「居住者」に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定している。

10 (6) 所得税法212条1項（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）は、「非居住者」に対し国内において所得税法161条1号の2から12号までに掲げる国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨を規定している。

2 所得税基本通達2-1は、住所について、各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する旨を規定している。

15 3 民法22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とする旨を規定している。

原告会社及び本件シンガポール各社の売上金額等

1 原告会社の売上金額等

事業年度		平成24年12月 1日から 平成25年11月30日まで	平成25年12月 1日から 平成26年11月30日まで	平成26年12月 1日から 平成27年11月30日まで
売上金額	DM事業	¥4,867,914,806	¥5,151,930,641	¥5,128,696,074
	ゴルフ事業	¥7,872,964	¥12,937,026	¥5,671,684
	エンターテインメント事業	¥0	¥0	¥0
	ワイン事業	¥0	¥0	¥0
	レストラン事業	¥230,916,379	¥265,362,990	¥285,768,640
	合計	¥5,106,704,149	¥5,430,230,657	¥5,420,136,398
売上原価	DM事業	¥2,199,539,796	¥2,088,150,312	¥1,745,351,013
	ゴルフ事業	¥5,977,662	¥16,325,019	¥5,290,095
	エンターテインメント事業	¥0	¥0	¥0
	ワイン事業	¥0	¥0	¥0
	レストラン事業	¥77,976,386	¥100,670,234	¥136,993,305
	合計	¥2,283,493,844	¥2,205,145,565	¥1,887,634,413
売上総利益	DM事業	¥2,668,375,010	¥3,063,780,329	¥3,383,345,061
	ゴルフ事業	¥1,895,302	¥-3,387,993	¥381,589
	エンターテインメント事業	¥0	¥0	¥0
	ワイン事業	¥0	¥0	¥0
	レストラン事業	¥152,939,993	¥164,692,756	¥148,775,335
	合計	¥2,823,210,305	¥3,225,085,092	¥3,532,501,985

2 本件シンガポール各社の売上金額等

法人名	事業年度	売上金額	受取利息	当期損失	交際費
■社	平成25年5月7日から 平成26年4月30日まで	0 SGD (0円)	623 SGD (50,936円)	406,353 SGD (33,223,421円)	35,484 SGD (2,901,171円)
	平成26年5月1日から 平成27年4月30日まで	0 SGD (0円)	88 SGD (7,956円)	399,755 SGD (36,145,847円)	201 SGD (18,174円)
	平成27年5月1日から 平成28年4月30日まで	0 SGD (0円)	0 SGD (0円)	80,935 SGD (6,414,908円)	0 SGD (0円)
■社	平成25年9月6日から 平成26年8月31日まで	153,122 SGD (12,769,656円)	0 SGD (0円)	120,758 SGD (10,062,764円)	40,111 SGD (3,342,449円)
	平成26年9月1日から 平成27年8月31日まで	191,557 SGD (16,435,590円)	0 SGD (0円)	167,777 SGD (14,395,266円)	46,977 SGD (4,030,626円)

(注)1 「SGD」とは、シンガポールドルをいう。

2 括弧内の金額は、各事業年度末日(当該各末日に為替相場がない場合には、翌日以降で為替相場がある最も近い日)における ■■■■■ のTTMレートにより、括弧外のSGDの金額を円に換算した金額である。

■ 社におけるワインの仕入本数等及び販売本数等

1 仕入本数等について

	合計		内訳											
			シンガポール		スペイン		フランス		イタリア		香港		その他	
	仕入本数 (本)	仕入金額 (SGD)	仕入本数 (本)	仕入金額 (SGD)	仕入本数 (本)	仕入金額 (SGD)	仕入本数 (本)	仕入金額 (SGD)	仕入本数 (本)	仕入金額 (SGD)	仕入本数 (本)	仕入金額 (SGD)	仕入本数 (本)	仕入金額 (SGD)
平成25年	265	131,062	210	71,493	9	25,293							46	34,276
平成26年	1,073	262,559	621	164,135	452	98,424								
平成27年	10,336	811,601	3,079	515,890	6,020	264,060			37	10,631			1,200	21,020
平成28年	24,004	1,649,361	2,849	884,747	20,679	348,627					476	415,987		
平成29年	46,647	3,148,811	4,369	1,439,891	9,956	250,877	31,898	815,597			424	642,446		
平成30年	143,978	3,398,213	7,369	213,651	70	78,114	133,239	3,048,414					3,300	57,834

注1 「SGD」とは、シンガポールドルをいう。

2 仕入金額は、いずれもシンガポールドルに換算した値である。

2 販売本数等について

	合計		内 訳			
			原告会社向け		シンガポール顧客向け	
	販売本数	販売金額	販売本数	販売金額	販売本数	販売金額
平成25年	—	—	—	—	—	—
平成26年	219本	93,762 SGD (8,546,405円)	48本	43,390 SGD (3,954,998円)	171本	50,372 SGD (4,591,407円)
平成27年	5,431本	231,099 SGD (19,733,542円)	5,419本	230,679 SGD (19,697,679円)	12本	420 SGD (35,863円)
平成28年	13,296本	1,305,458 SGD	10,182本	1,267,220 SGD	3,114本	38,238 SGD

(注)1 「SGD」とは、シンガポールドルをいう。

2 括弧内の金額は、各年12月30日における [] のTTMレートにより、括弧外のSGDの金額を円に換算した金額である。

【別紙6】

本件各年における国別滞在状況等

1 平成25年について

月 日	5 (本件転 出日以後)	6	7	8	9	10	11	12	
1		シンガポール			シンガポール		シンガポール		
2		シンガポール			シンガポール		シンガポール		
3		シンガポール			シンガポール		シンガポール		
4		シンガポール			シンガポール		シンガポール		
5		シンガポール			シンガポール		スペイン		
6		シンガポール			シンガポール		スペイン		
7		シンガポール					スペイン		
8		シンガポール					スペイン		
9		シンガポール					スペイン		
10		シンガポール	G	シンガポール		シンガポール	スペイン		
11		シンガポール		シンガポール		シンガポール	スペイン		
12		シンガポール		シンガポール		シンガポール	スペイン		
13				シンガポール	シンガポール	シンガポール	スペイン		
14			イギリス	シンガポール	シンガポール	シンガポール	スペイン		
15			イギリス	シンガポール	シンガポール	シンガポール	スペイン		
16			イギリス	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		
17			イギリス	シンガポール	シンガポール		シンガポール		
18			イギリス		シンガポール				G
19			イギリス	G	シンガポール				G
20		G	イギリス		シンガポール				
21			イギリス		シンガポール				
22					シンガポール				
23					シンガポール				
24					シンガポール				
25					シンガポール				
26									
27									
28									
29						G			
30		シンガポール		シンガポール	G				
31		シンガポール		シンガポール					合計(日)
日本	0	18	23	21	11	24	13	31	141
シンガポール	2	12		10	19	7	6		56
スペイン							11		11
フランス									-
イギリス			8						8
イタリア									-
インドネシア									-
タイ									-
香港									-
韓国									-
第三国計			8				11		19
合計	2	30	31	31	30	31	30	31	216

(注) 1 各月日欄に記載がない日は、日本国内での滞在を示し、日本国内での滞在は、出国日を含め入国日を除いている。
 2 「G」の記載のある欄は、日本国内でのゴルフ番組の収録日を表す。
 なお、本件転出日以前における当該収録日は、3月18日、4月15日及び5月21日であった。

2 平成26年について

月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1			シンガポール		シンガポール		シンガポール		シンガポール		シンガポール	スペイン	
2			スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール		シンガポール	スペイン	
3			スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール		シンガポール	フランス	
4			スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール		シンガポール	フランス	
5			スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール		シンガポール	フランス	
6		シンガポール	スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール		シンガポール	フランス	
7		シンガポール	スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール			フランス	
8		シンガポール	スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール				
9		シンガポール	スペイン		シンガポール	G	シンガポール		シンガポール				
10		シンガポール	スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール		G		
11	シンガポール	シンガポール	スペイン		シンガポール		シンガポール		シンガポール				
12	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール				シンガポール				
13	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール				シンガポール				
14	シンガポール	シンガポール	シンガポール						シンガポール				
15	シンガポール	シンガポール					G		シンガポール				
16	シンガポール								シンガポール				
17	シンガポール		G						シンガポール			G	
18	シンガポール							G	シンガポール			G	
19	シンガポール				G				シンガポール				
20	シンガポール								シンガポール				
21	シンガポール								シンガポール				
22	シンガポール			G					シンガポール				
23	シンガポール								シンガポール				
24													
25												スペイン	
26												スペイン	
27		シンガポール						シンガポール		G		スペイン	
28		シンガポール						シンガポール				スペイン	
29				シンガポール				シンガポール	G			スペイン	
30				シンガポール				シンガポール				スペイン	
31								シンガポール		シンガポール			
日本	18	16	17	28	18	30	20	26	8	30	18	24	合計(日)
シンガポール	13	12	4	2	13		11	5	22	1	6		253
スペイン			10								6	2	89
フランス												5	18
イギリス													5
イタリア													-
インドネシア													-
タイ													-
香港													-
韓国													-
第三国計			10								6	7	23
合計	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365

(注) 1 各月日欄に記載がない日は、日本国内での滞在を示し、日本国内での滞在は、出国日を含め入国日を除いている。
 2 「G」の記載のある欄は、日本国内でのゴルフ番組の収録日を表す。

3 平成27年について

月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール	シンガポール	
2			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール	シンガポール	
3			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール	シンガポール	
4			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール			シンガポール	
5			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール		シンガポール	
6			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール	シンガポール	
7			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		フランス	シンガポール	
8				シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール	フランス	インドネシア	
9		G		シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール			シンガポール	フランス	インドネシア	
10					シンガポール	シンガポール		G		タイ	フランス	インドネシア	
11					G					タイ	スペイン	シンガポール	
12								シンガポール		タイ	スペイン		
13	シンガポール							シンガポール		シンガポール	スペイン		
14	シンガポール	韓国					G	シンガポール		シンガポール	スペイン		
15	シンガポール	韓国				G		シンガポール	シンガポール	シンガポール	イタリア		
16	シンガポール	韓国	G					シンガポール	シンガポール	シンガポール	イタリア		
17	シンガポール							シンガポール	シンガポール	シンガポール	イタリア		
18	シンガポール							シンガポール	シンガポール		イタリア		
19	シンガポール							シンガポール	タイ	G	シンガポール		
20	シンガポール		シンガポール	G				シンガポール	シンガポール		シンガポール		
21	シンガポール	シンガポール	シンガポール					シンガポール					
22	シンガポール	シンガポール	シンガポール					シンガポール					
23	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール				シンガポール					
24	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール				シンガポール			G		
25	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール				シンガポール					
26		シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール			シンガポール					
27		シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール					シンガポール	シンガポール		
28		シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール	香港	G	シンガポール	シンガポール	G	
29			シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール	香港		シンガポール	シンガポール		
30			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	香港		シンガポール	シンガポール		
31			シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール		シンガポール	シンガポール		
合計	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	合計(日)
日本	18	17	12	13	16	19	17	3	20	13	9	20	177
シンガポール	13	8	19	17	15	11	14	25	9	15	9	8	163
スペイン											4		4
フランス											4		4
イギリス													-
イタリア											4		4
インドネシア												3	3
タイ									1	3			4
香港								3					3
韓国		3											3
第三国計		3						3	1	3	12	3	25
合計	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365

(注) 1 各月日欄に記載がない日は、日本国内での潜在を示し、日本国内での潜在は、出国日を含め入国日を除いている。

2 「G」の記載のある欄は、日本国内でのゴルフ番組の収録日を表す。

原告元代表者の役員報酬等

年	日本		シンガポール	
	会社名	金額	会社名	金額
平成25年分	原告会社	222,000,000円	■社	210,000 SGD (16,574,100円)
	■社	529,032円		
	本件被合併法人	6,000,000円		
	合計	228,529,032円		
平成26年分	原告会社	568,000,000円	■社	360,000 SGD (30,154,200円)
	本件被合併法人 ※	16,000,000円		
	■社 ※	3,600,000円		
	合計	587,600,000円		
平成27年分	原告会社	600,000,000円	■社	180,000 SGD (16,071,600円)
	■社 ※	22,000,000円	■社	180,000 SGD (15,567,600円)
	合計	622,000,000円	合計	31,639,200円

(注)1 「SGD」とは、シンガポールドルをいう。

- 2 「金額」欄の括弧内の金額は、支払日（当該支払日に為替相場がない場合には、前日以前で為替相場がある最も近い日）における ■■■■■ の TTM レートにより、括弧外の SGD の金額を円に換算した金額である。
- 3 「※」の記載がある金額は、芸能人の報酬であることを表し（その内訳は、別紙8の表の「支払内容」欄の「報酬」を参照）、その記載がない金額は、役員報酬であることを表す（このうち本件日本各社における内訳は、同欄の「給与」を参照）。
- 4 シンガポールの所得税の計算期間は日本と同じく暦年だが、課税期間は賦課年度（申告日の属する年度）ベースで認識するため、同国の課税通知書（乙30～33）上は、上表の平成25年分が「2014年」、平成26年分が「2015年」、平成27年分が「2016年」と表示されている。

【別紙 8】

別紙 7 の表のうち本件日本各社に係る内訳

1 平成 25 年分について

(単位：円)

支払年月	支払者	支払内容	支払金額	源泉徴収すべき所得税等の額(被告の主張)
平成25年1月	原告会社	給与	24,000,000	9,467,390
	本件被合併法人	給与	1,000,000	390,500
	■社	給与	100,000	2,629
平成25年2月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
	本件被合併法人	給与	1,000,000	390,500
	■社	給与	100,000	2,629
平成25年3月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
	本件被合併法人	給与	1,000,000	390,500
	■社	給与	100,000	2,629
平成25年4月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
	本件被合併法人	給与	1,000,000	390,500
	■社	給与	100,000	2,629
平成25年5月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
	本件被合併法人	給与	1,000,000	390,500
	■社	給与	100,000	2,629
平成25年6月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
	本件被合併法人	給与	1,000,000	390,500
	■社	給与	29,032	889
平成25年7月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
平成25年8月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
平成25年9月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
平成25年10月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
平成25年11月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
平成25年12月	原告会社	給与	18,000,000	7,016,990
合 計		金 額		89,011,314

2 平成26年分について

(単位：円)

支払年月	支払者	支払内容	支払金額	源泉徴収すべき所得税等の額(被告の主張)
平成26年1月	原告会社	給与	18,000,000	7,335,416
平成26年2月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	1,600,000	224,620
平成26年3月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	2,000,000	306,300
平成26年4月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	2,000,000	306,300
平成26年5月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	1,600,000	224,620
平成26年6月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	1,600,000	224,620
平成26年7月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	2,000,000	306,300
平成26年8月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	1,600,000	224,620
平成26年9月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	1,600,000	224,620
平成26年10月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	本件被合併法人	報酬	2,000,000	306,300
平成26年11月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	■社	報酬	1,600,000	224,620
平成26年12月	原告会社	給与	50,000,000	20,404,216
	■社	報酬	2,000,000	306,300
合	計	金額		234,661,012

3 平成27年分について

(単位：円)

支払年月	支払者	支払内容	支払金額	源泉徴収すべき所得税等の額(被告の主張)
平成27年1月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	1,600,000	224,620
平成27年2月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	1,600,000	224,620
平成27年3月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	2,000,000	306,300
平成27年4月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	1,600,000	224,620
平成27年5月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	2,000,000	306,300
平成27年6月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	1,600,000	224,620
平成27年7月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	2,000,000	306,300
平成27年8月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	1,600,000	224,620
平成27年9月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	1,600,000	224,620
平成27年10月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	1,600,000	224,620
平成27年11月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	3,200,000	449,240
平成27年12月	原告会社	給与	50,000,000	22,892,987
	■社	報酬	1,600,000	224,620
合	計	金	額	277,880,944

【別紙9】

本件カードを使用した支払金額等

	①	②	③
	日本での支払金額	シンガポールでの支払金額	①のうち、原告会社が 交際費として計上した金額
平成25年 (本件転出日前)	16,627,546円	2,255,290円	(57件) 16,627,546円
平成25年 (本件転出日以後)	19,949,794円	1,506,223円	(64件) 19,949,794円
平成26年分	35,089,815円	8,424,582円	(76件) 25,644,679円
平成27年分	30,216,725円	23,479,188円	(77件) 26,433,651円

(注) ③欄の括弧内の件数は、支払件数を示す。

【別紙10】

原告元代表者の主な資産等

1 主な資産等の内容

所在	資 産 及 び 負 債 の 内 容	
日本	銀・行預金等	[REDACTED], [REDACTED] など
	株 式 (出 資 金)	原告会社や [REDACTED] 社の株式など
	貸 付 金	本件被合併法人, [REDACTED] 社, [REDACTED] 社などに対するもの
	生 命 保 険 契 約	[REDACTED]
	借入金及び未払利息	原告会社に対するもの
シンガポール	銀 行 預 金	[REDACTED], [REDACTED] [REDACTED]
	株 式 (出 資 金)	本件シンガポール各社の株式
	貸 付 金	本件シンガポール各社に対するもの
	保 証 金	[REDACTED] 他 1 名
	車 両	トヨタアルファード, フェラーリ458スパイダー

2 主な預金の金額等

		H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	備考	
シンガポール	①	865,951.98 SGD 72,196,947 円	2,991,056.23 SGD 270,084,209 円	391,482.41 SGD 33,224,222 円	乙13別紙1・2	
	②	- SGD - 円	- SGD - 円	3,453,057.66 SGD 293,053,148 円	乙13別紙3・4	
	③	- SGD - 円	- SGD - 円	500,454.08 SGD 42,472,399 円	乙13別紙5・6	
	④	合計	72,196,947 円	270,084,209 円	368,749,769 円	
日本	⑤	普通預金	20,010,051 円	26,015,280 円	32,021,779 円	乙8の1
	⑥	定期預金	5,500,000 円	5,500,000 円	5,500,000 円	乙8の1
	⑦	普通預金	2,420,324 円	2,420,526 円	2,420,734 円	乙8の2
	⑧	普通預金	36,140,562 円	4,223,705 円	1,245,384 円	乙8の3
	⑨	普通預金	690,555 円	690,733 円	690,911 円	乙8の4
	⑩	円建て	219,690 円	219,690 円	219,690 円	乙8の5
	⑪	USD建て	285,503.76 USD 30,063,546 円	285,517.67 USD 34,170,755 円	285,531.64 USD 34,349,456 円	乙8の5
	⑫	合計	95,044,728 円	73,240,689 円	76,447,954 円	

(注) 1 「SGD」とは、シンガポールドルをいい、「USD」とは、アメリカ合衆国ドルをいう。

2 上段及び下段のある項目のうちの下段の金額は、上段の金額をその日の終値により円に換算したものである。

原告元代表者が国内で使用していたとする主な物件等

物件	所在	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■					
	物件名 (略称)	■■■■■ (三田物件B)	■■■■■ (三田物件E)	■■■■■ (三田物件W)	■■■■■ (汐留物件)	■■■■■ (芝大門物件)					
	部屋番号	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■					
	名義	本件被合併法人 又は■■■■■社	原告会社	■■■■■社	原告会社	原告会社					
使用状況 (原告ら主張)	平成 25年	5月	原告元代表者使用	原告元代表者使用	原告元代表者使用	原告元代表者使用					
		6月									
		7月									
		8月									
		9月									
		10月									
		11月									
		12月									
		1月									
		2月									
		3月									
		4月									
	平成 26年	5月	原告元代表者使用	原告元代表者使用	原告元代表者使用	原告元代表者使用	原告元代表者使用				
		6月									
		7月									
		8月									
		9月									
		10月									
		11月									
		12月									
		1月									
		2月									
		3月									
		4月									
平成 27年	5月	原告元代表者の マネージャー使用	原告元代表者使用	原告元代表者使用	原告元代表者使用	原告元代表者使用					
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
	原告元代表者の使用頻度						週1~2回程度	週2~4回程度	週1~6回程度 (平成25年：30日) (平成26年：89日) (平成27年：68日)	週1~2回程度	
	備考						甲72 原告元代表者本人	甲21~22, 72 原告元代表者本人	甲23~26, 34~36, 72 原告元代表者本人	甲30, 34~36, 72 原告元代表者本人	甲27~29, 72 原告元代表者本人

(注)1 各物件の所在は、いずれも東京都内のものであるが、「所在」欄では、その記載を省略している。
 2 「原告元代表者の使用頻度」欄の括弧書きは、甲34~36により認定可能な最低日数(原告らの主張)を表す。

【別紙12】

三田物件B ■■■■■号室及び ■■■■■号室に係る定期建物賃貸借契約の内容

	賃借期間	月額賃料	賃借人	間取り	契約面積	契約書上の入居者
■■■■■号室	①自平成25年4月18日 至平成27年4月17日 ②自平成27年4月18日 至平成29年4月17日	1,150,000円	①本件被合併法人 ②■■■■■社	2LDK	194.16㎡	原告元代表者
■■■■■号室	①自平成25年4月18日 至平成27年4月17日 ②自平成27年4月18日 至平成29年4月17日	2,400,000円	原告会社	3LDK	285.85㎡	原告元代表者 及び本件前妻

【別紙13】

原告元代表者がシンガポールで使用していたとする主な物件等

所在	シンガポール [redacted]	シンガポール [redacted]
略称	オーチャード物件	コーヴウェイ物件
契約締結日	平成25年5月13日	平成27年3月13日
賃借人名義	①～平成26年3月17日 [redacted]社 ②平成26年3月18日～ 原告元代表者	原告元代表者
賃借期間	平成25年6月1日～平成27年5月31日	平成27年5月1日～平成29年4月30日
月額賃料	19,800シンガポールドル	25,000シンガポールドル

【別紙14】

原告元代表者更正処分等及び原告元代表者賦課決定処分に係る経緯

1 平成25年分について

(単位:円)

項 目		確定申告①	確定申告②	更正処分等	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成25年6月27日	平成26年3月17日	平成29年11月16日	平成30年2月14日	平成31年2月5日
総所得金額 (② + ③)	①	95,276,425	0	242,052,529	全部取消し	棄 却
内 不動産所得の金額	②	523,845	—	△ 600,603		
内 給与所得の金額	③	94,752,580	—	242,653,132		
分離長期譲渡所得の金額	④	0	0	0		
所得控除の額の合計額	⑤	450,715	380,000	500,715		
課税総所得金額 (① - ⑤)	⑥	94,825,000	0	241,551,000		
課税分離長期譲渡所得の金額	⑦	0	0	0		
課税総所得金額に対する税額	⑧	35,134,000	0	93,824,400		
課税分離長期譲渡所得金額に対する税額	⑨	0	0	0		
復興特別所得税額 (⑧ × 0.021)	⑩	737,814	0	1,970,312		
源泉徴収税額	⑪	39,501,884	4,594,500	89,011,314		
納付すべき税額 (⑧ + ⑩ - ⑪)	⑫	△ 3,630,070	△ 4,594,500	6,783,300		
過少申告加算税	⑬	—	—	1,680,500		

2 平成26年分について

(単位:円)

項 目		確 定 申 告	決 定 処 分 等	審 査 請 求	審 査 裁 決
年 月 日			平成29年11月16日	平成30年2月14日	平成31年2月5日
総 所 得 金 額 (② + ③)	①		615,304,200	全部取消し	棄 却
内 事 業 所 得 の 金 額	②		19,600,000		
内 給 与 所 得 の 金 額	③		595,704,200		
所得控除の額の合計額	④		380,000		
課 税 総 所 得 金 額 (① - ④)	⑤		614,924,000		
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	⑥		243,173,600		
復 興 特 別 所 得 税 額 (⑥ × 0.021)	⑦		5,106,645		
源 泉 徴 収 税 額	⑧		234,661,012		
納 付 す べ き 税 額 (⑥ + ⑦ - ⑧)	⑨		13,619,200		
無 申 告 加 算 税	⑩		2,697,000		

3 平成27年分について

(単位:円)

項 目		確 定 申 告	決 定 処 分 等	審 査 請 求	審 査 裁 決
年 月 日			平成29年11月16日	平成30年2月14日	平成31年2月5日
総 所 得 金 額 (② + ③)	①		651,189,200	全部取消し	棄 却
内 事 業 所 得 の 金 額	②		22,000,000		
訳 給 与 所 得 の 金 額	③		629,189,200		
所得控除の額の合計額	④		380,000		
課 税 総 所 得 金 額 (① - ④)	⑤		650,809,000		
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	⑥		288,068,050		
復 興 特 別 所 得 税 額 (⑥ × 0.021)	⑦		6,049,429		
源 泉 徴 収 税 額	⑧		277,880,944		
納 付 す べ き 税 額 (⑥ + ⑦ - ⑧)	⑨		16,236,500		
無 申 告 加 算 税	⑩		3,221,000		

【別紙15】

原告会社納税告知処分及び原告会社賦課決定処分に係る経緯

(単位:円)

年月分	納税告知処分等			審査請求	審査裁決
	平成29年11月17日			平成30年2月14日	平成31年2月5日
	所得の種類	源泉所得 税等の額	不納付加 算税の額		
平成25年6月分	給与	3,962,160	396,000		
平成25年7月分	給与	4,174,530	417,000		
平成25年8月分	給与	4,174,530	417,000		
平成25年9月分	給与	4,174,530	417,000		
平成25年10月分	給与	4,174,530	417,000		
平成25年11月分	給与	4,174,530	417,000		
平成25年12月分	給与	4,174,530	417,000		
平成26年1月分	給与	4,492,956	449,000		
平成26年2月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年3月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年4月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年5月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年6月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年7月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年8月分	給与	11,027,356	1,102,000	一部取消し	棄却
平成26年9月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年10月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年11月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成26年12月分	給与	11,027,356	1,102,000		
平成27年1月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年2月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年3月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年4月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年5月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年6月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年7月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年8月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年9月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年10月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年11月分	給与	13,529,947	1,352,000		
平成27年12月分	給与	13,529,947	1,352,000		
合計		317,162,576	31,693,000		

【別紙16】

本件被合併法人納税告知処分及び本件被合併法人賦課決定処分に係る経緯

(単位:円)

年月分	納税告知処分等			審査請求	審査裁決
	所得の種類	源泉所得 税等の額	不納付加 算税の額	平成30年2月14日	平成31年2月5日
平成25年6月分	給与	186,300	18,000	全部取消し	棄却

原告元代表者更正処分等及び原告元代表者賦課決定処分の適法性(被告の主張)

1 原告元代表者更正処分等の適法性

(1) 原告元代表者は、本件各年において「非永住者」以外の「居住者」に該当するから、所得税法7条1項1号の規定により、全ての所得について所得税を課すことになる。

(2) 被告の主張する原告元代表者に係る平成25年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 2億4205万2529円

標記の金額(別紙20の表の「平成25年分」欄の順号①の金額)は、後記(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 マイナス60万0603円

標記の金額(別紙20の表の「平成25年分」欄の順号③の金額及び別紙21の表の順号⑪の金額)は、後記aの金額から後記bの金額を控除した上で、後記cの金額を加算した金額であり、所得税法69条に規定する損益通算の対象とされるものである(なお、所得の金額のマイナスは、損失の金額のことを意味する。以下同じ。)

a 総収入金額 85万円

標記の金額(別紙21の表の順号①の金額)は、平成25年提出確定申告書(乙16)に添付された平成25年分収支内訳書に記載された収入金額(原告元代表者が保有していた千葉県内の賃貸物件(乙7。以下「千葉物件」という。)の賃貸に係るもの)と同額である。

b 必要経費の合計額 149万1157円

標記の金額(別紙21の表の順号⑧の金額)は、千葉物件の賃貸に係る必要経費の合計額であり、その内訳は、別紙21の表の順号②から⑦までのとおりである。

c 土地等を取得するために要した負債の利子 4万0554円

標記の金額（別紙21の表の順号⑩の金額）は、租税特別措置法41条の4の規定により、所得税法69条1項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については生じなかったものとみなされる金額である。

(イ) 給与所得の金額 2億4265万3132円

標記の金額（別紙20の表の「平成25年分」欄の順号④の金額）は、後記aの金額から後記bの金額を控除した金額である。

a 給与等の合計額 2億4510万3132円

標記の金額（別紙23の表の「平成25年分」欄の順号⑦の金額）は、原告元代表者が支払を受けた給与等の合計額であり、その内訳は、同欄の順号①から⑥までのとおりである。

b 給与所得控除額 245万円

標記の金額は、上記aの金額に基づき、所得税法28条3項（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により計算した金額である。

イ 分離長期譲渡所得の金額 0円

後記(ア)の金額から後記(イ)及び(ウ)の金額をそれぞれ控除した金額は、マイナス2273万7325円であり、分離長期譲渡所得の金額の計算上、損失の金額があることになるが、租税特別措置法31条1項（平成26年法律第10号による改正前のもの）の規定により、所得税等の計算において当該損失の金額は生じなかったものとみなされることになる。したがって、所得税等の計算において用いられる分離長期譲渡所得の金額は、0円（別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑤の金額）になる。

(ア) 譲渡価額 4500万円

標記の金額は、平成26年提出確定申告書（乙17）に添付された譲渡

所得の内訳書に記載された千葉物件に係る譲渡価額と同額である。

(イ) 取得費の額 6726万4825円

標記の金額は、所得税法38条2項、同法49条1項等の規定により、千葉物件に係る取得費の額を算定したものであり、その計算過程は、別紙25の表のとおりである。

(ウ) 仲介手数料の額 47万2500円

標記の金額は、平成26年提出確定申告書(乙17)に添付された譲渡所得の内訳書に記載された仲介手数料の額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 50万0715円

標記の金額(別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑥の金額)は、後記(ア)から(ウ)までの金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 7万0715円

標記の金額(別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑦の金額)は、平成25年提出確定申告書(乙16)に記載された社会保険料控除の額と同額である。

(イ) 生命保険料控除の額 5万円

原告元代表者は、平成25年に、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXに対する旧生命保険料として、289万9720円を支払っており、当該支払金額につき、所得税法76条1項2号ニの規定を適用すると、生命保険料控除の額は、5万円(別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑧の金額)になる。

(ウ) 基礎控除の額 38万円

標記の金額(別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑨の金額)は、平成25年提出確定申告書(乙16)に記載された基礎控除の額と同額である。

エ 課税総所得金額 2億4155万1000円

標記の金額（別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑩の金額）は、前記アの金額から上記ウの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

オ 課税総所得金額に対する税額 9382万4400円

5 標記の金額（別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑪の金額）は、上記エの金額に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）所定の税率を乗じて計算した金額である。

カ 復興特別所得税の額 197万0312円

10 標記の金額（別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑫の金額）は、上記オの金額に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

キ 源泉徴収税額 8901万1314円

15 標記の金額（別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑬の金額）は、原告元代表者が平成25年に原告会社、■■■■社及び本件被合併法人から支払を受けた役員報酬等につき、源泉徴収されるべき所得税等の正当額として計算した金額の合計額であり、その内訳は、別紙8の1の表のとおりである。

ク 納付すべき税額 678万3300円

20 標記の金額（別紙20の表の「平成25年分」欄の順号⑭の金額）は、前記オ及びカの金額の合計額から上記キの金額を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(3) 被告の主張する原告元代表者に係る平成26年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

25 ア 総所得金額 6億1530万4200円

標記の金額（別紙20の表の「平成26年分」欄の順号①の金額）は、後

記(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 1960万円

標記の金額（別紙20の表の「平成26年分」欄の順号②の金額）は、原告元代表者が平成26年にその出演したゴルフ番組に係る出演料として
5 支払を受けた金額（別紙8の2の表の「支払内容」欄に「報酬」と記載された金額）の合計額である。なお、これに係る必要経費は認められない。

(イ) 給与所得の金額 5億9570万4200円

標記の金額（別紙20の表の「平成26年分」欄の順号④の金額）は、後記aの金額から後記bの金額を控除した金額である。

10 a 給与等の合計額 5億9815万4200円

標記の金額（別紙23の表の「平成26年分」欄の順号⑦の金額）は、原告元代表者が支払を受けた給与等の合計額であり、その内訳は、同欄の順号①から⑥までのとおりである。

b 給与所得控除額 245万円

15 標記の金額は、上記aの金額に基づき、所得税法28条3項の規定により計算した金額である。

イ 所得控除の額の合計額 38万円

標記の金額（別紙20の表の「平成26年分」欄の順号⑥の金額）は、所得税法86条（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）
20 の規定による基礎控除の額（同欄の順号⑨の金額）と同額である。

ウ 課税総所得金額 6億1492万4000円

標記の金額（別紙20の表の「平成26年分」欄の順号⑩の金額）は、前記アの金額から上記イの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

25 エ 課税総所得金額に対する税額 2億4317万3600円

標記の金額（別紙20の表の「平成26年分」欄の順号⑪の金額）は、上

記ウの金額に所得税法 89 条 1 項（平成 25 年法律第 5 号による改正前のもの）所定の税率を乗じて計算した金額である。

オ 復興特別所得税の額 510 万 6645 円

標記の金額（別紙 20 の表の「平成 26 年分」欄の順号⑫の金額）は、上記エの金額に復興財源確保法 13 条所定の税率を乗じて計算した金額である。

カ 源泉徴収税額 2 億 3466 万 1012 円

標記の金額（別紙 20 の表の「平成 26 年分」欄の順号⑬の金額）は、原告元代表者が平成 26 年に原告会社、本件被合併法人及び G J 社から支払を受けた役員報酬等につき、源泉徴収されるべき所得税等の正当額として計算した金額の合計額であり、その内訳は、別紙 8 の 2 の表のとおりである。

キ 納付すべき税額 1361 万 9200 円

標記の金額（別紙 20 の表の「平成 26 年分」欄の順号⑭の金額）は、前記エ及びオの金額の合計額から上記カの金額を控除した金額（ただし、復興財源確保法 24 条 2 項及び国税通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(4) 被告の主張する原告元代表者に係る平成 27 年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

ア 総所得金額 6 億 5118 万 9200 円

標記の金額（別紙 20 の表の「平成 27 年分」欄の順号①の金額）は、後記(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 2200 万円

標記の金額（別紙 20 の表の「平成 27 年分」欄の順号②の金額）は、原告元代表者が平成 27 年にその出演したゴルフ番組に係る出演料として支払を受けた金額（別紙 8 の 3 の表の「支払内容」欄に「報酬」と記載された金額）の合計額である。なお、これに係る必要経費は認められない。

(イ) 給与所得の金額 6 億 2918 万 9200 円

標記の金額（別紙20の表の「平成27年分」欄の順号④の金額）は、
後記aの金額から後記bの金額を控除した金額である。

a 給与等の合計額 6億3163万9200円

5 標記の金額（別紙23の表の「平成27年分」欄の順号⑦の金額）は、
原告元代表者が支払を受けた給与等の合計額であり、その内訳は、同欄
の順号①から⑥までのとおりである。

b 給与所得控除額 245万円

標記の金額は、上記aの金額に基づき、所得税法28条3項の規定に
より計算した金額である。

10 イ 所得控除の額の合計額 38万円

標記の金額（別紙20の表の「平成27年分」欄の順号⑥の金額）は、所
得税法86条の規定による基礎控除の額（同欄の順号⑨の金額）と同額であ
る。

ウ 課税総所得金額 6億5080万9000円

15 標記の金額（別紙20の表の「平成27年分」欄の順号⑩の金額）は、前
記アの金額から上記イの金額を控除した金額（ただし、国税通則法118条
1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

エ 課税総所得金額に対する税額 2億8806万8050円

20 標記の金額（別紙20の表の「平成27年分」欄の順号⑪の金額）は、上
記ウの金額に所得税法89条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

オ 復興特別所得税の額 604万9429円

標記の金額（別紙20の表の「平成27年分」欄の順号⑫の金額）は、上
記エの金額に復興財源確保法13条所定の税率を乗じて計算した金額である。

カ 源泉徴収税額 2億7788万0944円

25 標記の金額（別紙20の表の「平成27年分」欄の順号⑬の金額）は、原
告元代表者が平成27年に原告会社及び■■■■社から支払を受けた役員報酬等

につき、源泉徴収されるべき所得税等の正当額として計算した金額の合計額であり、その内訳は、別紙8の3の表のとおりである。

キ 納付すべき税額 1623万6500円

標記の金額（別紙20の表の「平成27年分」欄の順号⑭の金額）は、前記エ及びオの金額の合計額から上記カの金額を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項及び国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(5) 被告の主張する原告元代表者に係る本件各年分の所得税等の納付すべき税額等は、前記(2)から(4)までで述べたとおりであり、それぞれ原告元代表者更正処分等における金額と同額になるから、原告元代表者更正処分等については、いずれも適法なものと認められる。

2 原告元代表者賦課決定処分の適法性

(1)ア 上記1で述べたように、原告元代表者更正処分（平成25年分）は、適法なものであるところ、この原告元代表者更正処分（平成25年分）により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうちに、原告元代表者更正処分（平成25年分）の前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項（平成28年法律第15号による改正前のもの）所定の「正当な理由」があると認められるものはない。

イ また、前記1で述べたように、原告元代表者決定処分（平成26年分）及び原告元代表者決定処分（平成27年分）は、いずれも適法なものであるところ、原告元代表者が平成26年分及び平成27年分の所得税等の確定申告書を法定申告期限内に提出しなかったことについて国税通則法66条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）ただし書所定の「正当な理由」があるとは認められない。

(2)ア 被告の主張する原告元代表者更正処分（平成25年分）に伴って原告元代表者に課されるべき過少申告加算税の額は、168万0500円（後記ア）及

び(イ)の金額の合計額)である。

(ア) 通常分の過少申告加算税の額 113万7000円

5 標記の金額は、原告元代表者更正処分(平成25年分)により新たに納付すべきことになった税額1137万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に同法65条1項(平成28年法律第15号による改正前のもの)所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 加重分の過少申告加算税の額 54万3500円

10 標記の金額は、原告元代表者更正処分(平成25年分)により新たに納付すべきことになった税額1137万円7800円のうち50万円を超える部分に相当する金額1087万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に同法65条2項(平成28年法律第15号による改正前のもの)所定の税率を乗じて計算した金額である。

15 イ 被告の主張する原告元代表者決定処分(平成26年分)に伴って原告元代表者に課されるべき無申告加算税の額は、269万7000円(後記(ア)及び(イ)の金額の合計額)である。

(ア) 通常分の無申告加算税の額 204万1500円

20 標記の金額は、原告元代表者決定処分(平成26年分)により納付すべきことになった税額1361万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に同法66条1項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 加重分の無申告加算税の額 65万5500円

25 標記の金額は、原告元代表者決定処分(平成26年分)により納付すべきことになった税額1361万9200円のうち50万円を超える部分に相当する金額1311万円(ただし、復興財源確保法24条6項及び国税

通則法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの) に同法 66 条 2 項 (平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下同じ。) 所定の税率を乗じて計算した金額である。

5 ウ 被告の主張する原告元代表者決定処分 (平成 27 年分) に伴って原告元代表者に課されるべき無申告加算税の額は、322 万 1000 円 (後記(ア)及び(イ)の金額の合計額) である。

(ア) 通常分の無申告加算税の額 243 万 4500 円

10 標記の金額は、原告元代表者決定処分 (平成 27 年分) により納付すべきことになった税額 1623 万円 (ただし、復興財源確保法 24 条 6 項及び国税通則法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの) に同法 66 条 1 項所定の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 加重分の無申告加算税の額 78 万 6500 円

15 標記の金額は、原告元代表者決定処分 (平成 27 年分) により納付すべきことになった税額 1623 万 6500 円のうち 50 万円を超える部分に相当する金額 1573 万円 (ただし、復興財源確保法 24 条 6 項及び国税通則法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの) に同法 66 条 2 項所定の税率を乗じて計算した金額である。

20 (3)ア 被告の主張する原告元代表者更正処分 (平成 25 年分) に伴って原告元代表者に課されるべき過少申告加算税の額は、前記(2)アで述べたとおりであり、原告元代表者賦課決定処分 (平成 25 年分) における金額と同額になるから、原告元代表者賦課決定処分 (平成 25 年分) については、適法なもの認められる。

25 イ 被告の主張する原告元代表者決定処分 (平成 26 年分) 及び原告元代表者決定処分 (平成 27 年分) に伴って原告元代表者に課されるべき無申告加算税の額は、前記(2)イ及びウで述べたとおりであり、それぞれ原告元代表者賦課決定処分 (平成 26 年分) 及び原告元代表者賦課決定処分 (平成 27 年分)

における金額と同額になるから、原告元代表者賦課決定処分（平成26年分）及び原告元代表者賦課決定処分（平成27年分）については、いずれも適法なもの認められる。

原告会社納税告知処分及び原告会社賦課決定処分の適法性(被告の主張)

1 原告会社納税告知処分の適法性

(1) 被告の主張する原告会社の本件各月分に係る納付すべき源泉所得税等の額は、
5 別紙26の表の順号⑤の金額(後記ア及びイの金額の各月別の合計額)である。

ア 原告元代表者関係分 別紙27の表の順号⑤の金額

(ア) 原告会社は、原告元代表者に対して本件各月分の給与等を支払う際に、
原告会社源泉徴収納付済額を徴収した上で、法定納期限までにこれを納付
したことが認められるところ、この原告会社源泉徴収納付済額は、原告元
10 代表者が本件各月において「非居住者」に該当することを前提として、①
当該給与等に所得税法213条1項(平成26年法律第10号による改正
前のもの。以下同じ。)1号所定の税率を乗じて計算した金額及び②その
金額に復興財源確保法28条2項(平成30年法律第7号による改正前の
もの。以下同じ。)所定の税率を乗じて計算した金額の合計額(別紙27
15 の表の順号③)として計算したものであった。

(イ) しかしながら、原告元代表者は、本件各月において「居住者」に該当す
ることから、原告会社としては、所得税法183条1項等の規定により、
これに係る源泉徴収義務を負うことになるものと解される。

そして、これを前提として、原告元代表者関係分に係る納付すべき源泉
20 所得税等の額を計算すると、別紙27の表の順号⑤の金額(同表の順号④
の金額(平成25年12月分以前については、所得税法185条1項(平
成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)1号、所得税法1
89条1項及び復興財源確保法29条1項の規定により計算した金額。給
与所得者の扶養控除等申告書の提出が認められない平成26年1月分以降
25 については、所得税法185条1項2号及び復興財源確保法29条1項の
規定により計算した金額。)から同表の順号③の金額(原告会社源泉徴収

納付済額)を控除した金額)になる。

イ 本件前妻関係分 別紙28の表の順号⑦の金額

(ア) 原告会社は、本件前妻に対して本件各月分の給与等(別紙28の表の順号②の金額)を支払う際に、所得税法185条1項1号及び復興財源確保法29条1項の規定により計算した源泉徴収税額(別紙28の表の順号⑤の金額)を徴収した上で、法定納期限までにこれを納付したことが認められる。

(イ) しかしながら、本件前妻は、賃借人名義を原告会社とする三田物件B■■■■■号室について、通常支払うべき対価を支払っていなかったことから、前記(ア)の給与等のほかにも、原告会社からの給与等として、その賃料相当額(別紙28の表の順号③の金額)の経済的な利益を享受していたものと認められる。そのため、原告会社としては、これに係る源泉徴収義務も負うことになるものと解される。

そして、これを前提として、本件前妻関係分に係る納付すべき源泉所得税等の額を計算すると、別紙28の表の順号⑦の金額になる。なお、この金額は、別紙2の表の順号②の金額と同額である。

(2) 被告の主張する原告会社の本件各月分に係る納付すべき源泉所得税等の額は、上記(1)で述べたとおりであり、それぞれ原告会社納税告知処分における金額と同額になるから、原告会社納税告知処分については、いずれも適法なもの認められる。

2 原告会社賦課決定処分の適法性

(1) 上記1で述べたように、原告会社納税告知処分は、いずれも適法なものであるところ、原告会社がこれに係る源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて国税通則法67条1項(平成30年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。)ただし書所定の「正当な理由」があるとは認められない。

- 5 (2) 被告の主張する原告会社納税告知処分に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、別紙26の表の順号⑧の金額（原告会社納税告知処分における納付すべき源泉所得税等の額（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法67条1項所定の税率を乗じて計算した金額）である。
- (3) 被告の主張する原告会社納税告知処分に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、上記(2)で述べたとおりであり、それぞれ原告会社賦課決定処分における金額と同額になるから、原告会社賦課決定処分については、いずれも適法なものと認められる。

本件被合併法人納税告知処分及び本件被合併法人賦課決定処分の適法性(被告の主張)

1 本件被合併法人納税告知処分の適法性

5 (1) 被告の主張する本件被合併法人の平成25年6月分に係る納付すべき源泉所得税等の額は、別紙29の表の順号⑤の金額である。その理由は、次に述べるとおりである。

10 ア 本件被合併法人は、原告元代表者に対して平成25年6月分の給与等を支払う際に、本件被合併法人源泉徴収納付済額を徴収した上で、法定納期限までにこれを納付したことが認められるところ、この本件被合併法人源泉徴収納付済額は、原告元代表者が同月において「非居住者」に該当することを前提として、①当該給与等に所得税法213条1項1号所定の税率を乗じて計算した金額及び②その金額に復興財源確保法28条2項所定の税率を乗じて計算した金額の合計額(別紙29の表の順号③)として計算したものであった。

15 イ しかしながら、原告元代表者は、平成25年6月において「居住者」に該当することから、本件被合併法人としては、所得税法183条1項等の規定により、これに係る源泉徴収義務を負うことになるものと解される。

20 そして、これを前提として、原告元代表者関係分に係る納付すべき源泉所得税等の額を計算すると、別紙29の表の順号⑤の金額(同表の順号④の金額(所得税法185条1項2号及び復興財源確保法29条1項の規定により計算した金額)から同表の順号③の金額(本件被合併法人源泉徴収納付済額)を控除した金額)になる。

25 (2) 被告の主張する本件被合併法人の平成25年6月分に係る納付すべき源泉所得税等の額は、上記(1)で述べたとおりであり、本件被合併法人納税告知処分における金額と同額になるから、本件被合併法人納税告知処分については、適法なものと認められる。

2 原告会社賦課決定処分の適法性

- (1) 上記1で述べたように、本件被合併法人納税告知処分は、適法なものであるところ、本件被合併法人がこれに係る源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかつたことについて国税通則法67条1項ただし書所定の「正当な理由」があるとは認められない。
- (2) 被告の主張する本件被合併法人納税告知処分に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、別紙29の表の順号⑧の金額（本件被合併法人納税告知処分における納付すべき源泉所得税等の額（ただし、復興財源確保法24条6項及び国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に同法67条1項所定の税率を乗じて計算した金額）である。
- (3) 被告の主張する本件被合併法人納税告知処分に伴って原告会社に課されるべき不納付加算税の額は、上記(2)で述べたとおりであり、本件被合併法人賦課決定処分における金額と同額になるから、本件被合併法人賦課決定処分については、適法なものと認められる。

【別紙20】

本件各年分における納付すべき税額等の額（被告の主張）

(単位：円)

項 目		平成25年分	平成26年分	平成27年分
総所得金額 (② + ③ + ④)	①	242,052,529	615,304,200	651,189,200
内 訳	事業所得の金額	—	19,600,000	22,000,000
	不動産所得の金額	△600,603	—	—
	給与所得の金額	242,653,132	595,704,200	629,189,200
分離長期譲渡所得の金額	⑤	0	0	0
所得控除の額の合計額	⑥	500,715	380,000	380,000
内 訳	社会保険料控除	⑦	70,715	—
	生命保険料控除	⑧	50,000	—
	基礎控除	⑨	380,000	380,000
課税総所得金額 (① - ⑥)	⑩	241,551,000	614,924,000	650,809,000
課税総所得金額 に対する税額	⑪	93,824,400	243,173,600	288,068,050
復興特別所得税額 (⑪ × 0.021)	⑫	1,970,312	5,106,645	6,049,429
源泉徴収税額	⑬	89,011,314	234,661,012	277,880,944
納付すべき税額 (⑪ + ⑫ - ⑬)	⑭	6,783,300	13,619,200	16,236,500
加算税の額 (平成25年分は過少申告加算税の額、平成26年分及び平成27年分は無申告加算税の額)	⑮	1,680,500	2,697,000	3,221,000

【別紙21】

平成25年分における不動産所得の金額の計算過程（被告の主張）

(単位：円)

項	目	平成25年分	摘	要
総	収 入 金 額	①	850,000	
必 要 経 費	租 税 公 課	②	119,000	固定資産税
	組 合 費 等	③	159,900	〃 へ支払った組合費等
	管理業務委託費	④	85,000	〃 へ支払った管理業務委託費
	減 価 償 却 費	⑤	553,041	本件貸付物件に係るもので別紙22の表の「償却費計」欄に記載された金額
	借 入 金 利 子	⑥	553,216	〃 へ支払った借入金利子
	支 払 手 数 料	⑦	21,000	〃 へ支払った一括返済手数料
	計	⑧	1,491,157	
不 動 産 所 得 の 損 失 の 金 額 (① - ⑧)	⑨	△ 641,157		
土地等を取得するために要した負債の利子	⑩	△ 40,554	租税特別措置法41条の4により損益通算の対象とならない金額	
不動産所得の損失の金額 (損益通算対象)	⑪	△ 600,603		

【別紙 2 2】

千葉物件に係る減価償却費の内訳（被告の主張）

資産の種類別	取得価額	耐用年数	償却方法	償却率	償却期間	貸付割合	償却費
建物(鉄筋)	44,908,000円	47年	旧定額法	0.022	7/12月	100%	518,688円
ガス設備	300,000円	15年	定額法	0.067	7/12月	100%	11,725円
エアコン	232,275円	6年	定額法	0.167	7/12月	100%	22,628円
償 却 費 計							553,041円

(注) 原告元代表者による購入時の譲渡契約書(乙17)において、建物及び土地の譲渡代金の額につきそれぞれの価額が明記されていないところ、そのうち消費税相当額は130万8000円とされていることから、当該消費税相当額を取得時(平成7年4月26日)の消費税及び地方消費税の税率3パーセントで割り、さらに1.03を掛け合わせた金額により、建物の取得価額(4490万8000円)を算出している。

【別紙23】

給与収入の計算過程（被告の主張）

（単位：円）

支 払 者			給 与 収 入 金 額			
			平成25年分	平成26年分	平成27年分	
内 国 法 人	原告会社	①	222,000,000	568,000,000	600,000,000	
	■■■■社	②	529,032	-	-	
	本件被合併法人	③	6,000,000	-	-	
外 国 法 人	■■■■社(■■■■分)	④	16,574,100	14,575,200	-	
	■■■■社(■■■■分)	⑤	-	15,579,000	16,071,600	
	■■■■社	⑥	-	-	15,567,600	
合 計 金 額			⑦	245,103,132	598,154,200	631,639,200

(注) 外国法人からの給与収入金額については、別紙24の表のと通りの円換算をしている。

【別紙2.4】

別紙2.3の表のうち本件シンガポール各社に係る内訳（被告の主張）

1 平成25年分について

(単位：円)

支 払 者	支 払 日	円 換 算 レ ー ト	収 入 金 額
社 () 分)	6月30日	77.82	2,334,600 (30,000SGD)
	7月31日	77.14	2,314,200 (30,000SGD)
	8月30日	77.22	2,316,600 (30,000SGD)
	9月30日	77.78	2,333,400 (30,000SGD)
	10月28日	78.96	2,368,800 (30,000SGD)
	11月25日	81.24	2,437,200 (30,000SGD)
	12月24日	82.31	2,469,300 (30,000SGD)
	合 計 金 額		16,574,100

(注) 1 「SGD」とは、シンガポールドルをいう。

2 円換算レートにつき、給与支払日(当該支払日(当該支払日(当該支払日)に為替相場がない場合には、前日以前で為替相場がある最も近い日)の)におけるTTMレート(対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値のことを指す。以下同じ)によっている。

2 平成26年分について

(単位:円)

支払者	支払日	円換算レート	収入金額
社 () ()分)	1月24日	80.99	2,429,700 (30,000SGD)
	2月5日	80.10	2,403,000 (30,000SGD)
	3月25日	80.63	2,418,900 (30,000SGD)
	4月25日	81.44	2,443,200 (30,000SGD)
	5月31日	81.11	2,433,300 (30,000SGD)
	6月25日	81.57	2,447,100 (30,000SGD)
	合計金額		14,575,200
社 () ()分)	7月31日	82.63	2,478,900 (30,000SGD)
	8月31日	83.09	2,492,700 (30,000SGD)
	9月30日	85.98	2,579,400 (30,000SGD)
	10月31日	85.60	2,568,000 (30,000SGD)
	11月30日	90.85	2,725,500 (30,000SGD)
	12月31日	91.15	2,734,500 (30,000SGD)
	合計金額		15,579,000

(注) 1 「SGD」とは、シンガポールドルをいう。

2 円換算レートにつき、給与支払日(当該支払日に為替相場がない場合には、前日以前で為替相場がある最も近い日)の)におけるTTMレートによっている。

3 平成27年分について

(単位:円)

支 払 者	支 払 日	円 換 算 レ ー ト	収 入 金 額
社 () 分	1月30日	87.45	2,623,500 (30,000SGD)
	2月28日	87.85	2,635,500 (30,000SGD)
	3月31日	87.35	2,620,500 (30,000SGD)
	4月30日	90.21	2,706,300 (30,000SGD)
	5月31日	91.92	2,757,600 (30,000SGD)
	6月30日	90.94	2,728,200 (30,000SGD)
	合 計	金 額	16,071,600
社	7月31日	90.34	2,710,200 (30,000SGD)
	8月31日	85.80	2,574,000 (30,000SGD)
	9月30日	84.09	2,522,700 (30,000SGD)
	10月31日	86.44	2,593,200 (30,000SGD)
	11月30日	86.86	2,605,800 (30,000SGD)
	12月31日	85.39	2,561,700 (30,000SGD)
	合 計	金 額	15,567,600

(注) 1 「SGD」とは、シンガポールドルをいう。

2 円換算レートにつき、給与支払日(当該支払日に為替相場がない場合には、前日以前で為替相場がある最も近い日)の におけるTTMレートによっている。

千葉物件に係る取得費の額の計算過程（被告の主張）

資産の種別	取得価額	業務用/ 非業務用	耐用 年数	償却 方法	償却 率	償却 期間	償 累 計 額	却 額	譲渡所得計算 上の取得費 (② - ⑧)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
建物	44,908,000円	非業務用	70年	旧定額	0.015	17年	10,306,386円		33,786,533円
		業務用	47年	旧定額	0.022	11か月	815,081円		
土地	33,000,000円	-	-	-	-	-	-	-	33,000,000円
ガス設備	300,000円	業務用	15年	定額	0.067	11か月	18,425円		281,575円
エアコン	232,275円	業務用	6年	定額	0.167	11か月	35,558円		196,717円
取 得 費 の 合 計 額									67,264,825円

(注) 原告元代表者による購入時の譲渡契約書(乙17)において、建物及び土地の譲渡代金の額につきそれぞれの価額が明記されていないところ、そのうち消費税相当額は130万8000円とされていることから、当該消費税相当額を取得時(平成7年4月26日)の消費税及び地方消費税の税率3パーセントで割り、さらに1.03を掛け合わせた金額により、建物の取得価額(4490万8000円)を算出している。

【別紙26】

原告会社の本件各月分の源泉所得税等の額等の計算過程（被告の主張）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
支払年月	支払内容	支給人員	支払金額 (別紙27の②) + (別紙28の④)	納付すべき源泉 所得税等の額 (別紙27の⑤) + (別紙28の⑦)	法定納期限	加算税の 基礎となる税額 (⑤の1万円未満 を切捨て)	不納付 加算税の額 (⑦×10%)
平成25年6月	給与	2人	21,320,000円	3,962,160円	平成25年7月10日	3,960,000円	396,000円
平成25年7月	給与	2人	21,840,000円	4,174,530円	平成25年8月12日	4,170,000円	417,000円
平成25年8月	給与	2人	21,840,000円	4,174,530円	平成25年9月10日	4,170,000円	417,000円
平成25年9月	給与	2人	21,840,000円	4,174,530円	平成25年10月10日	4,170,000円	417,000円
平成25年10月	給与	2人	21,840,000円	4,174,530円	平成25年11月11日	4,170,000円	417,000円
平成25年11月	給与	2人	21,840,000円	4,174,530円	平成25年12月10日	4,170,000円	417,000円
平成25年12月	給与	2人	21,840,000円	4,174,530円	平成26年1月10日	4,170,000円	417,000円
平成26年1月	給与	2人	21,840,000円	4,492,956円	平成26年2月10日	4,490,000円	449,000円
平成26年2月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年3月10日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年3月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年4月10日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年4月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年5月12日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年5月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年6月10日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年6月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年7月10日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年7月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年8月11日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年8月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年9月10日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年9月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年10月10日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年10月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年11月10日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年11月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成26年12月10日	11,020,000円	1,102,000円
平成26年12月	給与	2人	53,840,000円	11,027,356円	平成27年1月13日	11,020,000円	1,102,000円
平成27年1月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年2月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年2月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年3月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年3月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年4月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年4月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年5月11日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年5月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年6月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年6月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年7月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年7月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年8月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年8月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年9月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年9月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年10月13日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年10月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年11月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年11月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成27年12月10日	13,520,000円	1,352,000円
平成27年12月	給与	2人	53,840,000円	13,529,947円	平成28年1月12日	13,520,000円	1,352,000円
合計			1,412,520,000円	317,163,576円			31,693,000円

【別紙27】

別紙26の表のうち原告元代表者関係分の計算過程（被告の主張）

①	②	③	④	⑤	⑥
支払年月日	支払金額	原告会社源泉徴収 納付済額	源泉徴収すべき 所得税等の額 (正当額)	納付すべき源泉 所得税等の額 (④-③)	法定納期限
平成25年6月25日	18,000,000円	3,675,600円	7,016,990円	3,341,390円	平成25年7月10日
平成25年7月25日	18,000,000円	3,675,600円	7,016,990円	3,341,390円	平成25年8月12日
平成25年8月25日	18,000,000円	3,675,600円	7,016,990円	3,341,390円	平成25年9月10日
平成25年9月25日	18,000,000円	3,675,600円	7,016,990円	3,341,390円	平成25年10月10日
平成25年10月25日	18,000,000円	3,675,600円	7,016,990円	3,341,390円	平成25年11月11日
平成25年11月25日	18,000,000円	3,675,600円	7,016,990円	3,341,390円	平成25年12月10日
平成25年12月25日	18,000,000円	3,675,600円	7,016,990円	3,341,390円	平成26年1月10日
平成26年1月25日	18,000,000円	3,675,600円	7,335,416円	3,659,816円	平成26年2月10日
平成26年2月24日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年3月10日
平成26年3月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年4月10日
平成26年4月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年5月12日
平成26年5月24日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年6月10日
平成26年6月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年7月10日
平成26年7月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年8月11日
平成26年8月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年9月10日
平成26年9月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年10月10日
平成26年10月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年11月10日
平成26年11月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成26年12月10日
平成26年12月25日	50,000,000円	10,210,000円	20,404,216円	10,194,216円	平成27年1月13日
平成27年1月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年2月10日
平成27年2月24日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年3月10日
平成27年3月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年4月10日
平成27年4月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年5月11日
平成27年5月24日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年6月10日
平成27年6月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年7月10日
平成27年7月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年8月16日
平成27年8月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年9月10日
平成27年9月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年10月13日
平成27年10月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年11月10日
平成27年11月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成27年12月10日
平成27年12月25日	50,000,000円	10,210,000円	22,892,987円	12,682,987円	平成28年1月12日
合計	1,294,000,000円	264,234,800円	555,616,566円	291,381,766円	

【別紙28】

別紙26の表のうち本件前妻関係分の計算過程（被告の主張）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
支払年月日	源泉徴収済分の支払金額 (当分額)	支払金額 (賃料相当額)	支払金額合計 (②+③) (正当額)	源泉徴収済 の所得税等の額 (当分額)	源泉徴収すべき 所得税等の額 (正当額)	納付すべき源泉 所得税等の額 (⑥-⑤)	法定納期限
平成25年6月30日	1,800,000円	1,520,000円	3,320,000円	400,910円	1,021,680円	620,770円	平成25年7月10日
平成25年7月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成25年8月12日
平成25年8月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成25年9月10日
平成25年9月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成25年10月10日
平成25年10月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成25年11月11日
平成25年11月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成25年12月10日
平成25年12月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年1月10日
平成26年1月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年2月10日
平成26年2月28日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年3月10日
平成26年3月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年4月10日
平成26年4月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年5月12日
平成26年5月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年6月10日
平成26年6月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年7月10日
平成26年7月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年8月11日
平成26年8月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年9月10日
平成26年9月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年10月10日
平成26年10月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年11月10日
平成26年11月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成26年12月10日
平成26年12月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,234,050円	833,140円	平成27年1月13日
平成27年1月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年2月10日
平成27年2月28日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年3月10日
平成27年3月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年4月10日
平成27年4月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年5月11日
平成27年5月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年6月10日
平成27年6月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年7月10日
平成27年7月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年8月10日
平成27年8月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年9月10日
平成27年9月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年10月13日
平成27年10月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年11月10日
平成27年11月30日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成27年12月10日
平成27年12月31日	1,800,000円	2,040,000円	3,840,000円	400,910円	1,247,870円	846,960円	平成28年1月12日
合計	55,800,000円	62,720,000円	118,520,000円	12,428,210円	38,209,020円	25,780,810円	

【別紙29】

本件被合併法人の平成25年6月分の源泉所得税等の額等の計算過程（被告の主張）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
支払年月日	支払金額	本件被合併法人 源泉徴収納付済額	源泉徴収すべき 所得税等の額 (正当額)	納付すべき源泉 所得税等の額 (④-③)	法定納期限	加算税の 基礎となる税額 (⑤の1万円未満 を切捨て)	不納付 加算税の額 (⑦×10%)
平成25年6月1日	1,000,000円	204,200円	390,500円	186,300円	平成25年7月10日	180,000円	18,000円

これは正本である。

令和5年4月12日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 西林崇之